

**市民的及び政治的権利に関する国際規約
第40条1(b)に基づく
第5回政府報告(仮訳)**

2006年12月

目次

第1部 一般的コメント

- ・我が国における人権擁護の制度的側面
- ・日本国憲法における「公共の福祉」の概念
- ・本規約と憲法を含む国内法との関係
- ・人権教育・啓発・広報

第2部 逐条報告

第1条：自決権

第2条：規約実施義務

- ・外国人問題
- ・障害者施策
- ・第一選択議定書

第3条：男女平等原則

- ・男女共同参画社会の実現に向けた推進体制
- ・男女共同参画社会基本法
- ・男女共同参画基本計画
- ・女性の政策・方針決定参画状況
- ・雇用対策
- ・暴力からの保護

第4条：緊急事態の逸脱措置

第5条：除外事項

第6条：生命に対する権利

- ・死刑問題

第7条：拷問等の禁止

第8条：奴隷的拘束、強制労働の禁止

第9条：身体的自由

- ・法的枠組み
- ・被疑者の身柄拘束
- ・入管施設における収容
- ・人身保護法

第10条：被拘禁者等の処遇

- ・法的枠組み
- ・刑事拘禁施設における弁護人との接見交通権
- ・矯正施設における処遇状況
- ・いわゆる代用監獄

第11条：民事拘禁の禁止

第12条：居住・移転の自由

- ・ 出入国管理制度及び難民認定法に規定する再入国許可制度
- ・ 我が国の難民政策

第13条：外国人の追放

- ・ 在留期間更新・在留資格変更不許可処分に対する異議申し立て制度
- ・ 行政手続法において入管行政が適用除外となっている問題

第14条：公正な裁判を受ける権利

- ・ 法的枠組み
- ・ 弁護人への証拠開示

第15条：遡及処罰の禁止

第16条：人として認められる権利

第17条：プライバシー等の尊重

- ・ 個人情報の保護
- ・ 優生手術に対する補償

第18条：思想、良心及び宗教の自由

第19条：表現の自由

- ・ 表現の自由に対する規制
- ・ 犯罪被害者の権利の保護

第20条：戦争等の宣伝の禁止

第21条：集会の権利

第22条：結社の自由

- ・ 労働組合
- ・ 解釈宣言

第23条：家族、婚姻に関する権利

第24条：児童の権利

- ・ 総論
- ・ 国籍を取得する権利
- ・ 児童の保護

第25条：参政権

第26条：法の下での平等

- ・ 摘出でない子の取扱い
- ・ 同和問題

第27条：少数民族の権利

- ・ アイヌ文化振興関連施策

・北海道アイヌ生活向上関連施策

(注)本報告書に記載されている内容は、具体的日付が明記されているものを除き、第4回政府報告提出後の1997年7月から2004年3月時点のものである。

第1部 一般的コメント

1. 我が国における人権擁護の制度的側面

(1) 概説

(a) 人権擁護推進審議会の答申及び人権擁護法案の提出

1. 1996年12月に成立した人権擁護施策推進法に基づき1997年3月に法務省に設置された人権擁護推進審議会は、1999年7月、人権教育・啓発に関する施策の推進に関する基本的事項について答申し、また2001年5月に人権救済制度の在り方について、2001年12月に人権擁護委員制度の改革について答申した。政府は、これらの答申を受けて、2002年3月、現行の人権擁護制度を抜本的に改革し、政府からの独立性を有する人権委員会の下で、人権侵害による被害の実効的な救済と人権啓発の推進を図ることを目的とする人権擁護法案を2002年3月に国会に提出したが、同法案は2003年10月、衆議院が解散したことに伴って廃案となった。同法案については、引き続き検討していきたい。(本項は、コア文書第51項全文を修正するものである。)

(b) 人権擁護機関による人権侵犯事件の調査・処理の取扱い件数(2000年～)

2. 法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件数は、2000年が17,391件、2001年が17,780件、2002年が18,323件、2003年が18,786件となっている。法務省の人権擁護機関は、様々な人権問題に対して、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図っているところである。ちなみに、2003年に法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件の主な内訳は、以下のとおりである。

暴行・虐待(夫の妻に対する暴力, 児童虐待等)	5,093件(27%)
強制・強要(離婚の強要, 職場での嫌がらせ等)	4,632件(25%)
住居・生活の安全(騒音をめぐる近隣間の争い等)	3,330件(18%)
プライバシー関係	1,267件(7%)

(2) 答申「人権救済制度の在り方について」及び答申「人権擁護委員制度の改革について」

(a) 答申「人権救済制度の在り方について」

3. 人権擁護推進審議会は、1999年9月から、人権救済制度の在り方について本格的な調査審議を開始し、2001年5月に答申した。この答申では、人権救済制度を、簡易・迅速で利用しやすく、柔軟な救済を可能とする裁判外紛争処理の手法を中心に、最終的な紛争解決手段である司法的救済を補完するものと位置付け、また、具体的役割として、あらゆる人権侵害を対象とする総合的な相談とあっせん、指導等の手法による簡易な救済と、差別や虐待の被害者など、自らの人権を自ら守ることが困難な状況にある人々に対する積極的救済とを提言している。また、積極的救済の手法として調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助等を

整備すべきであるとし、さらに、救済を行う機関として、政府からの独立性を有する委員会組織が必要であると提言している。

(b) 答申「人権擁護委員制度の改革について」

4. 人権擁護推進審議会は、「人権救済制度の在り方について」の答申後、人権擁護委員制度の改革について引き続き調査審議を行い、2001年12月に答申した。この答申では、制度発足から50年余りを経過した人権擁護委員制度を、政府から独立した人権委員会(仮称)を中心とする新たな人権擁護制度の下で、真に実効性のあるものとするため、人権擁護委員としての適任者確保の方策や人権擁護委員活動の活性化の方策等、様々な視点から人権擁護委員制度改革の方策を提言している。

(3) 警察及び出入国管理当局による不適正な処遇に対する救済

(a) 公権力の行使に当たる公務員による不適正な処遇に対する救済制度

5. 公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときには、国又は地方公共団体に対し、損害賠償請求をすることができることとされており(国家賠償法第1条第1項)、公権力の行使に当たる公務員による不適正な処遇が犯罪に該当するときは、刑事訴訟法に従い、告訴又は告発をすることもできる(同法第230条、第231条、第239条第1項)。

(b) 入国管理局における被収容者の処遇に関する制度的仕組み

6. 我が国においては、退去強制手続における収容や退去強制令書発付処分等が違法であると考えられる被収容者は、人身保護法又は行政事件訴訟法により、これらの適法性について裁判所の判断を求めることが可能であり、職員の違法な行為に対しては刑事訴追を求め、又は国家賠償等の訴訟手続により司法的救済を受けることが可能である。

7. 特に入国管理局の収容施設における被収容者の処遇については、法令の規定するところに従い、被収容者の人権について最大限配慮するとともに、保安上支障がない範囲で、できる限りの自由を与えているところであり、外部交通権についても十分に保障されている。加えて、1998年9月には、当該収容施設における処遇の根拠法令である被収容者処遇規則を改正し、改正後の同規則第2条の2において収容施設の長が被収容者から直接意見を聴取したり、巡視を行う等して処遇の適正を期すべきことを新たに規定し、処遇の改善に努めていたところ、さらに、同年11月の規約人権委員会の勧告を受け、1999年4月以降、意見箱設置により被収容者から直接意見を聴取する制度を収容施設において実施し、処遇の改善に役立っている。

8. さらに、被収容者の人権に一層配慮した処遇を行うため、2001年9月にも同規則の

一部改正を行い、被収容者が自己の処遇に関して不服があるときは、当該収容施設の長に対し不服を申し出て、最終的には、法務大臣に対して異議を申し出ることを認める不服及び異議の申出制度を導入し、同年11月から実施しているところである。

9. 我が国においては、入国管理当局に特化した不適正な処遇に対する申立を行うことができる独立した機関は設置されていないものの、上記のとおり、当局が権力を濫用せず、個人の権利を尊重することを確保するための効果的な制度的仕組みが確立している。

10. なお、外部交通権については、2003年3月に被収容者処遇規則を改正し、被収容者と領事官等以外の者との面会に際しても、入国者収容所長等が入国警備官の立会の必要がないと認めるときは、面会の立会を省略することができることとしており、また、設備の整っている一部の収容施設においては、一定の時間帯において被収容者が職員の立会なしに自由に電話を使用できることとするなど、被収容者の人権により一層配慮している。

2. 日本国憲法における「公共の福祉」の概念

11. 憲法における「公共の福祉」の概念については、第4回報告及びコア文書第64項から第68項において述べたとおり、人権保障も絶対的で一切の制約が認められないということではなく、主として、基本的人権相互間の調整を図る内在的な制約理念により一定の制限に服することがある旨を示すものである。したがって、そもそも他人の人権との衝突の可能性のない人権については、「公共の福祉」による制限の余地はないと考えられている。

12. さらに、実際に、人権を規制する法令等が合理的な制約であるとして「公共の福祉」により正当化されるか否かを判断するにあたって、判例は、営業の自由等の経済的自由を規制する法令については、立法府の裁量を比較的広く認めるのに対し、精神的自由を規制する法令等の解釈については、厳格な基準を用いている。

13. 「公共の福祉」の概念は、各権利毎に、その権利に内在する性質を根拠に判例等により具体化されており、憲法による人権の制限の内容は、実質的には、本規約による人権の制限事由の内容とほぼ同様のものとなっている。したがって、「公共の福祉」の概念の下、国家権力により恣意的に人権が制限されることはあり得ない。

14. 基本的人権相互間の調整を図る内在的な制約についての典型的な判例として、次の最高裁判所1986年6月11日大法廷判決（要旨）がある。

言論、出版等の表現行為により名誉侵害を来す場合には、人格権としての個人の名誉の保護（憲法第13条）と表現の自由の保障（憲法第21条）とが衝突し、その調整を要することとなるので、いかなる場合に侵害行為としてその規制が許されるかについて憲法上慎重な

検討が必要である。憲法第21条1項の規定には、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないという趣旨が含まれており、同規定はあらゆる表現の自由を無制限に保障しているものではなく、他人の名誉を害する表現は表現の自由の濫用であって、これを規制することを妨げないものの、右の趣旨に鑑み、刑事上及び民事上の名誉毀損に当たる行為についても、当該行為が公共の利害に関する事実にかかり、その目的が専ら公益を図るものである場合には、当該事実が真実であることの証明があれば、右行為には違法性がなく、また、真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実であると誤信したことについて相当の理由があるときは、右行為には故意又は過失がないと解すべく、これにより人格権としての個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調和が図られている。表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法第21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうる。

3. 本規約と憲法を含む国内法との関係

15. 本規約と我が国の憲法を含む国内法との関係については、第4回報告で述べたとおり。

(本規約と国内法との関係を判示した裁判例)

16. 訴訟において原告側が本規約の条項を引用して争っている場合に、裁判所が国内の法律・規則・処分等の当該条項違反の有無を判示している例は次のとおりであり、最高裁判所において法律・規則・処分等が規約違反とされたものはない。

最高裁判所1997年8月29日小法廷判決

学校教育法等に基づく教科用図書検定が、意見及び表現の自由を保障した本規約第19条の規定に違反するとの主張は採用できないとした裁判例。

最高裁判所1998年12月1日大法廷決定

裁判官が積極的に政治運動をすることを禁止する裁判所法第52条1号が、裁判官の独立及び中立・公正を確保することを目的とするものであり、本規約第19条に違反するとはいえないことが明らかであるとした裁判例。

最高裁判所2000年6月13日小法廷判決

刑事訴訟法第39条3項の規定は本規約第14条3(b)及び(d)に違反するものではないとした裁判例。

(参考条文)

刑事訴訟法第39条3項

検察官、検察事務官又は司法警察職員(司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。)は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

最高裁判所 2001年9月25日小法廷判決

不法残留者を保護の対象としていない生活保護法の規定が、本規約等の各規定に違反すると解することはできないとした裁判例。

4. 人権教育・啓発・広報

(1) 答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」

17. 人権擁護推進審議会は、1997年5月27日の第1回会議以降、法務大臣、文部大臣及び総務庁長官から受けた諮問事項「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」について審議を行い、1999年7月29日に答申を行った。

18. 答申においては、国を始めとする人権教育・啓発の実施主体がその役割に応じて相互に連携協力して人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進する必要があるとした上、そのための諸施策を提言し、政府に対し、これを実現するため、速やかに所要の行財政措置を講ずることを要望している。

19. 答申を受け、法務大臣は、談話を発表し、「この答申を最大限尊重し、これを踏まえて、人権啓発に関する施策のより一層の充実を図るため、速やかに所要の行財政措置を講じてまいりたいと考えております」と述べた。これを受け、答申で提言された施策を実現するため、2000年度政府予算においては、人権啓発関連施策の予算として、合計約35億1,000万円を計上しており、1999年度の同予算約11億5,000万円と比べると、額にして約23億6,000万円増、3倍強の増額となった。なお、2004年度の同予算額は、約40億円となっている。

(2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

20. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年12月6日公布・施行、平成12年法律第147号)は、我が国における人権をめぐる情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の一層の推進のために、人権擁護推進審議会の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申(パラ18)の趣旨を踏まえ、人権教育及び人権啓発に係る基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定や年次報告等の所要の措置を定めたものである。

21. なお、本法に基づき、2002年3月、人権教育・啓発に関する基本計画を閣議決定により策定し、2003年3月、本法に基づく第1回年次報告を国会に報告した。2004

年3月には、第2回年次報告を国会に提出し、その後も毎年国会に報告することとしている。

(3) 人権教育10年の取り組み

22. 第4回報告で述べたとおり、1995年からの「人権教育のための国連10年」に係る対策について、関係府省が緊密に連携・協力し、政府一体となった取組を推進するため、1995年12月、閣議決定により人権教育のための国連10年推進本部を設置し、関係府省で我が国としての取組について検討を行ってきたが、1997年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめ、公表した。政府においては、この国内行動計画に沿って関係府省において関連施策を推進しており、1998年度以降、国内行動計画の推進状況について取りまとめを行っている。

(4) 裁判官、検察官、行政官への人権教育

(a) 公務員一般

23. 行政官については、人事院が国家公務員を対象として実施する各種研修において、人権に関するカリキュラムを設けるとともに、それぞれの府省が実施する研修における人権教育の充実について、各府省に対して指導を行ってきている。

24. また、地方公務員については、総務省が自治大学校及び消防大学校において実施している各研修において人権教育の充実を図るとともに、地方公共団体等においても人権教育を実施している。

25. 法務省では、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に沿い、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年2回開催している。また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年2回開催している。

(b) 警察職員

26. 警察は、犯罪捜査等の人権にかかわりの深い職務を行っていることから、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」(2000年国家公安委員会規則第1号)において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の最重点項目に掲げ、人権教育を積極的に実施している。

27. 新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施している。犯罪捜査、

留置業務、被害者対策等に従事する警察職員に対しては、各級警察学校における専門教育や警察本部、警察署等の職場における研修会等のあらゆる機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

(c) 裁判官

28. 裁判所においては、第4回報告に対する規約人権委員会の最終見解(以下「最終見解」という。)の趣旨を踏まえ、最終見解や規約人権委員会の一般的性格を有する意見を裁判官に提供する措置がとられていると承知している。

29. また、裁判官が職務経験年数に応じて義務として受講する研修の場において、国際人権規約、国際人権や外国人の人権等をテーマとした講義が行われ、最終見解や一般的な性格を有する意見についても言及されている。また、判事補任官直後の研修においても、上記のような国際人権をテーマとした講義が設けられるなど、その充実が図られていると承知している。

30. なお、裁判官、検察官及び弁護士になるいずれの者も、司法研修所において司法修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中には、国際人権規約や規約人権委員会に関するカリキュラムが組み込まれていると承知している。

(d) 検察官

31. 検察官に対しては、基本的人権を尊重した検察活動を徹底するため、任官後、数次にわたる各種研修において、人権に関する諸条約における人権保障の内容を含め、各種人権課題等をテーマとした講義を実施しているほか、日常の業務においても、上司による指導を通じ、人権尊重に関する理解の増進に努めている。

(e) 矯正職員

32. 矯正職員に対しては、矯正研修所及び同支所における各種研修プログラムにおいて、被収容者の人権の尊重を図る観点から、憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する研修を実施しており、その趣旨及び内容について周知し、実務との関連性の理解を深めるための講義を実施してきている。

33. 加えて、名古屋刑務所刑務官合計8名が革手錠(革製のバンドに、両手首を固定する円筒型の革の腕輪が付いている構造の手錠)等を用いた暴行により、受刑者1名に重傷を負わせ、受刑者2名を死亡させたとして、2002年11月から2003年3月にかけて特別公務員暴行陵虐致死傷罪により公判請求(うち1名については、第1審で有罪判決が言い渡

され、残り7名については、公判係属中である。)されたことの重大性にかんがみ、新たな人権教育として、本規約を含む人権関係諸条約等を踏まえ、人権に配慮した職務執行について実務に即して学ぶ研修を実施しているほか、社会心理学の立場から矯正施設の人権問題を考える科目を導入するなど、人権教育の内容充実と受講機会の拡大を図り、矯正職員が被収容者に対する処遇業務を適正に遂行する上で必要な人権教育の更なる充実強化に努めている。

(f) 入管職員

34. 入管職員に対しては、各種職員研修において、外国人の人権に関する研修を実施しており、この中で、本規約を含む人権関係諸条約等について講義を行い、人権に対する意識の一層の向上を図っている。

(5) NGOとの対話、本規約に関する広報

(a) NGOとの対話

35. 政府は、「最終見解」に関し、NGO等との対話を随時実施している。また、今回の報告作成にあたっては、外務省のホームページ上で報告作成に関する意見募集を行い、広く一般より意見を聴取した。さらには、NGOの意見を聴くためのヒアリングを開催し、NGOとの間で意見交換を行った。我が国では、人権の尊重の促進に向けた民間レベルでの活動が活発に行われている。また、NGOが政府の関係部局に対し、施策の提案を行ったり、現行施策に対する要望等を提出することが頻繁に行われており、政府としても、これらの要望等も踏まえ、施策の策定に当たっているところである。このようなNGOの活動は、本規約の効果的な実施に資するものであり、極めて重要であるので、本規約の趣旨に沿った人権の一層の擁護に向け、今後とも引き続きNGOと協力して考えである。

(b) 本規約に関する広報

36. 第4回報告及び「最終見解」については、関係省庁間でその意義を共有し、最高裁判所、衆議院及び参議院事務局、地方自治体並びに要望のあった国会議員、民間団体及び個人に対し、その和文仮訳とともに配布した。また、これらは、その和文仮訳とともに、外務省ホームページに掲載し、報道関係者を含め国民等から要望に応じて随時配布している。

第2部 逐条報告

第1条：自決権

37. 人民が外部からのいかなる干渉も受けずに、自らの政治的将来を選択する権利は、国際社会により尊重されてきているところであるが、我が国が、国連憲章及び本条に基づく人民自決の権利を一貫して認めてきていることは、過去報告に述べたとおりである。

第2条：規約実施義務

1. 外国人問題

(1) 在日外国人問題

(a) 指紋押なつ制度の全廃

38. 第4回報告で述べたとおり、入管法に規定する「永住者」の在留資格をもって在留する者（以下「永住者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）に規定する特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、1993年1月8日施行の外国人登録法の一部を改正する法律により指紋押なつが廃止された。その後、永住者及び特別永住者以外の外国人についても、1999年8月13日に成立し2000年4月1日から施行された外国人登録法の一部を改正する法律により、指紋押なつが廃止された。

(b) 外国人労働者の受入れ

39. 就労目的の外国人の受入れについては、第1次及び第2次出入国管理基本計画の下、時代の要請や我が国の社会の変化に応じて上陸許可の基準を適宜見直すとの方針に沿って外国人の受入れを行ってきており、第4回報告記載の政府の基本方針たる「第8次雇用対策基本計画」に従い、受入れのための体制の整備を図ってきた。

40. また、その後の政府の基本方針として、1999年8月に閣議決定された「第9次雇用対策基本計画」においても示されているとおり、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することとし、「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。」としている。

なお、第3次出入国管理基本計画が2005年3月に策定される予定である。

41. なお、ビジネス関係者の移動の円滑化に関しては、1998年1月に在留資格「企業内転勤」の最長滞在期間制限5年を撤廃、1999年10月に在留資格「企業内転勤」等の

最長在留期間を1年から3年に伸長、2000年2月に再入国許可期限の最長有効期間を1年から3年に伸長、2000年12月に在留資格「投資・経営」の上陸許可基準の解釈を明確化、2001年12月にIT技術者に係る上陸許可基準の見直し、等の措置を実施している。

(c) 職業紹介体制等

42. 職業安定法においては、職業紹介、職業指導等について国籍等を理由とする差別的取扱いを受けないことが規定されている(同法第3条)ので、我が国で就労する外国人についても、日本人と同様に職業紹介等を行うこととしている。ただし、求人・求職の内容が法令に違反するときは、その申し込みを受理しないこととしており(同法第5条の5、第5条の6) 入管法上不法就労に当たるような職業紹介は行っていない。

43. 外国人労働者の就労環境の一層の整備を図るため、第4回報告記載の「外国人雇用サービスコーナー」について、引き続き、通訳を配置することにより、ニーズに対応した職業相談、職業紹介を実施している。また、同様に、第4回報告記載の「外国人雇用サービスセンター」について、1993年度の東京都に続き、1997年度から大阪府に同センターを設置した。

44. 事業主に対する取組については、第4回報告で述べたとおりである。

(d) 適正就労の推進等

45. 外国人の不法就労を防止し、適正な就労を促進する観点から、1998年度より、現地国政府職員等を対象として、我が国の外国人労働者受入れ方針・制度、労働関係法令に関する情報を提供する「適正就労促進セミナー」を開催している。

(e) 法務省の人権擁護機関が外国人の人権擁護のために講じている措置

46. 法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想の普及高揚を図る立場から、外国人の人権擁護のため、積極的な活動を行っている。

47. 具体的には、1988年度から2000年度まで「国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう」を、2001年度からは「外国人の人権を尊重しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間中を中心に年間を通じて全国各地で、テレビ、ラジオ放送、新聞紙、週刊誌等への関連記事の掲載、講演会、座談会、シンポジウム等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

48. また、啓発活動の一環として、2002年度に、外国人に対する差別意識をメインテ

ーマとした人権啓発映画「この街で暮らしたい～外国人の人権を考える～」を作成し、人権擁護機関が主催する講演会、研修会等において放映しているほか、希望者に対し貸出しを行っている。

49.外国人であることを理由としたアパート等への入居拒否、飲食店や公衆浴場における入店・入浴拒否等の外国人をめぐる各種の人権問題に対しては、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。

50.外国人に対する人権相談については、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の各法務局及び神戸、松山の各地方法務局に「外国人のための人権相談所」を設置し、外国人からの各種人権相談に応じている。

(2) 在日韓国・朝鮮人問題

(a) 偏見・差別をなくすための啓発活動

51.法務省の人権擁護機関では、本報告第2条1(1)(e)で述べた外国人の人権擁護のための活動の一つとして、在日韓国・朝鮮人に対する偏見・差別をなくすことを含めた啓発活動を行っている。

52.また、2002年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側が拉致の事実を正式に認めたこと等から、在日韓国・朝鮮人児童・生徒らに対する嫌がらせ、脅迫、暴行等が発生したため、人権擁護機関では在日韓国・朝鮮人児童・生徒が多数利用する通学路等においてパンフレット・チラシ等の配布、ポスター掲示等の啓発活動を行うとともに、これらの活動を通じて、在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対し、嫌がらせ等を受けたときには、法務省の人権擁護機関に相談するよう呼びかけを行った。

(b) 外国人登録証明書の携帯義務

53.特別永住者については、1999年の外国人登録法の改正により、外国人登録証明書の常時携帯義務に違反した場合の罰則が刑事罰である「20万円以下の罰金」から行政罰である「10万円以下の過料」に修正され、同改正法は、2000年4月1日から施行された。

54.いわゆる不法入国者や不法残留者が多数存在する等の我が国の現状においては、外国人が合法的な在留者であるか否か等を確認し、その居住関係及び身分関係を即時的に把握するため、外国人登録証明書の常時携帯を義務づける制度については、引き続き維持する考えである。

(c) 朝鮮学校

55. 日本国籍を持たない外国人の子女であっても、我が国の公立学校において義務教育を受けることを希望する場合には、すべて無償で受け入れることとしているが、日本の学校教育を受けることを希望しない者は、韓国・朝鮮学校、アメリカ人学校、ドイツ人学校等の外国人学校において教育を受けることも可能である。

56. 1999年9月には、日本の学校と異なる教育を行っている外国人学校の卒業生にも個々人の学力を判断して進学させる道を制度的に開くため、大学入学資格検定(平成17年度からは高等学校卒業程度認定試験)の受検資格を拡大し、また、同年8月には、大学院入学資格についても弾力化し、大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者について、当該大学院の入学資格を認めた。

57. さらに、2003年9月には、各大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者について、当該大学の入学資格を認めること等により、外国人学校の卒業生の大学入学資格について弾力化を行った。

2. 障害者施策

58. 第4回報告記載の「新長期計画」及び「障害者プラン」の終了に伴い、2002年12月には、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」を策定した。「障害者基本計画」は、「新長期計画」におけるリハビリテーションとノーマライゼーションの理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、2003年度から2012年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めたものである。「重点施策実施5か年計画」は、「障害者基本計画」の前期5か年間(2003年～2007年度)において重点的に実施する施策について、数値目標等の達成目標を定めたものである。これらに基づいて、我が国は、新しい世紀における障害者施策の推進を図ることとしている。

59. 障害者福祉サービスについては、2003年4月から、行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する「措置制度」を改め、新たな利用の仕組みである「支援費制度」に移行した。支援費制度は、障害者自らがサービス提供者を自由に選択し、契約によりサービスを利用する仕組みであり、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供されることを目指すものである。

60. また、精神障害者施策については、1999年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正が行われ、都道府県に設置されている精神医療審査会の機能を強化する等、よ

り一層精神障害者の人権に配慮した医療が確保されている。2002年4月からは精神障害者に対する福祉施策について、住民に身近な基礎的自治体である市町村が中心となって実施することとし、精神障害者に対する福祉施策の充実を図ったところである。

61. さらに、雇用の場における障害者の社会参加については、1998年に策定した、その後5年間の障害者雇用対策の展開の在り方を示す障害者雇用対策基本方針(1998年度～2002年度)に基づき推進してきたところであり、2003年には、前5年間の状況を踏まえて、新しい障害者雇用対策基本方針を策定した。また、ノーマライゼーションの観点から、2002年5月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正し、障害者雇用義務の軽減措置である除外率制度等を廃止に向けて段階的に縮小していくこととしたところである。

3. 第一選択議定書

62. 本規約の選択議定書が定める個人通報制度については、本規約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考え、本制度については、我が国憲法の保障する司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり、慎重に検討すべきであるとの指摘もあることから、本制度の運用状況等を見つつ、その締結の是非につき真剣かつ慎重に検討しているところである。1999年12月以降、外務省及び法務省の関係部局が参加し、本選択議定書に基づく個別具体的な事案を見つつ、個人通報制度が我が国に適用された場合の影響等について検討する研究会を定期的開催している。

第3条：男女平等原則

1. 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制

63. 2001年1月、中央省庁等改革に伴い、内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とする内閣府が新たに設置された。その際、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題の一つであることから、新たに、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、我が国における男女共同参画推進体制は格段に充実し、強化された。(別紙)

(1) 男女共同参画会議の設置

64. 男女共同参画会議は、内閣官房長官を議長とし、12名の国务大臣と12名の学識経験者で構成されている。同会議では男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策、その他の重要な事項などの調査審議を行うとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画社会の形成に与える影響の調査を実施している。

65. 同会議の下には、現在、「基本問題専門調査会」「女性に対する暴力に関する専門調査

会」「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」「監視・影響調査専門調査会」の5つの専門調査会が設置されており、それぞれ検討を進めているところである（別紙 ）。なお、このほかに「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」も設置されていたが、こちらについてはすでに任務を終了している。また、「苦情処理・監視専門調査会」及び「影響調査専門調査会」は、「監視・影響調査専門調査会」の設置に伴い、廃止された。

（2）男女共同参画局の設置

66. 男女共同参画局は、男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に関する事項の企画立案・総合調整、男女共同参画基本計画の推進等を所掌事務とし、男女共同参画会議の事務局としての機能も担っている。

67. また、地方公共団体、民間団体とも連携を図りながら、国民各界・各層において様々な取組が行われるよう、社会全体としての気運の醸成に努めている。

（3）男女共同参画担当大臣

68. 強力かつ迅速に男女共同参画に係る政策の調整を行うべく、男女共同参画担当大臣が置かれている。

2. 男女共同参画社会基本法

69. 日本国憲法には個人の尊重、男女平等の理念がうたわれており、男女平等に向けた法的取組等は、国際的な動きとも連動しつつ進歩してきたが、なお男女共同参画を総合的に推進する枠組みの必要性が指摘されており、1996年12月に策定された国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」において総合的な推進体制の整備として男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律について検討を進めることが盛り込まれた。これを受けて男女共同参画審議会は、1998年11月、男女共同参画社会基本法の必要性や基本理念、内容等を明らかにし、基本法の制定を提言した「男女共同参画社会基本法について」を答申した。この答申を踏まえ、1999年6月、男女共同参画社会基本法が公布・施行された。

70. 男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を掲げており、これらの基本理念を受け、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成の上で果たすべき役割を責務として定めている。また、同法は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、国に対しては男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための中心的な仕組みである男女共同参画基本計画の策定、都道府県に対

しては国の基本計画を勘案した計画の策定を義務付けている。さらに、施策の策定等に当たって男女共同参画社会の形成に配慮することや、政府の実施する施策についての苦情の処理、地方公共団体及び民間の団体に対する支援などを規定している。

71. この男女共同参画社会基本法の制定を受け、2000年12月には同法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が閣議決定されたほか、現在、すべての都道府県及び政令指定都市において計画が策定されている。

72. なお、従来男女共同参画審議会について規定していた同法第3章は、2001年1月の中央省庁等改革の際に男女共同参画審議会を発展的に継承した男女共同参画会議の規定に改正された。

3. 男女共同参画基本計画

73. 政府は、2000年12月、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である男女共同参画基本計画を閣議決定した。この基本計画の策定に当たっては、1996年12月、男女共同参画推進本部が決定した国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」の内容を基礎に、男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（2000年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（2000年7月）を受け、並びに国連特別総会「女性2000年会議」（2000年6月）での成果も踏まえている。また、本計画の策定過程で国民各層から幅広く意見・要望を聞き、寄せられた意見等を可能な限り反映するよう努力した。

74. 本計画では、以下の11の重点目標が掲げられ、それぞれについて2010年までを見通した長期的な施策の方向性と、2005年度末までに実施する具体的な施策が盛り込まれている。政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期するものである。

11の重点目標

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

農山漁村における男女共同参画の確立

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

女性に対するあらゆる暴力の根絶

生涯を通じた女性の健康支援

メディアにおける女性の人権の尊重

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

75. 2005年度までに実施する具体的な施策を定める現在の男女共同参画基本計画に代わって、新たな計画を策定するため、2004年7月に政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について内閣総理大臣から男女共同参画会議に対して諮問が行われ、同年10月から、男女共同参画基本計画に関する専門調査会において、調査検討が開始されたところである（基本計画のうち、女性に対する暴力に関する部分については、女性に対する暴力に関する専門調査会において調査検討を行っている。）

4. 女性の政策・方針決定参画状況

76. 我が国における国政の分野への女性の参画状況のうち、女性国会議員数については別紙、国会において女性が就いている役職については、別紙のとおりである。

77. また、我が国では政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、男女共同参画基本計画において、重点目標の一つとされている。この重点目標の柱として、国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進等が挙げられている。

78. 国の審議会等委員への女性の参画の促進については、1996年5月の男女共同参画推進本部決定による「2000年度末までのできるだけ早い時期に20%を達成する」という当面の目標に向けて取組を進めてきたが、期限より一年早い2000年3月に20.4%となり、目標を達成した。2000年8月、男女共同参画推進本部は、国の審議会等における女性委員の登用の当面の目標として、「2005年度末までのできるだけ早い時期に、ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である『30%』を達成する」こととする決定を行った。2004年9月30日現在の調査では、国の審議会等における女性委員の割合は28.2%となっており、各府省においては、目標達成に向け、女性の積極的な登用に努めているところである（別紙、別紙）。

79. 人事院は、2000年の人事院勧告時の報告において、女性の採用・登用の拡大に向けた施策を各府省が計画的に着実に推進するための指針の策定について検討を進めることを表明した。男女共同参画基本計画では、人事院に対し、同指針を早期に策定することを求めていた。2001年5月、人事院により「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」が策定され、この指針を受け、男女共同参画推進本部は、「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」の決定を行った。各府省は、この指針及び決定に基づき、女性国家公務員の採用・登用の拡大に取り組んでいるところである（国家公務員の管理職等における女性の割合については、別紙）。また、2001年12月に閣議決定された「公務員制度大

綱」においても、公務部門における女性の積極的採用、登用を推進する内容が盛り込まれた。

80. また、2003年4月の男女共同参画会議で決定された「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」に基づき、男女共同参画推進本部では、ナイロビ将来戦略勧告や諸外国の状況を踏まえ、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。」ことを2003年6月に決定した。

81. また、上記「女性のチャレンジ支援策の推進について」(2003年6月男女共同参画推進本部決定)に基づき、男女共同参画推進本部では、「女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、政府全体としての目標を設置し、目標達成に向けた具体的取組を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組をする」こと等を2004年4月に決定した。さらに、この本部決定を受け、当面(2010年頃まで)の政府全体としての採用者に占める女性割合を国家公務員 種試験事務系については30%程度を目標とすること等を各省庁人事担当課長会議で申し合わせた。

5. 雇用対策

(1) 雇用状況

82. 日本の女性雇用者数は、2003年現在で全雇用者数の約4割を占め、我が国の経済社会において大きな役割を果たしている。

83. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法」という。)が1986年4月1日に施行された後、1997年の法改正を経て、企業における雇用管理の改善が進み、同法の趣旨は着実に浸透してきている。例えば、配置状況をみると、すべての部門において「いずれの職場にも男女とも配置」している企業が最も多くなっている。

84. また、係長、課長、部長相当職に女性が占める割合は、全体で見ると依然として少ないが、それぞれ増加している(別紙)。なお、女性の管理職が少ない企業に、その理由をたずねたところ、「必要な知識や経験、判断力を有する女性がいらない」が約5割で最も多くなっている。

85. 過去の雇用慣行や性別役割分担意識などが原因で男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目的として行う措置、すなわち「女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組(ポジティブ・アクション)」に「既に取り組んでいる」又は「今後取り組むこととして

いるとした企業は約4割となっている。

(2) 男女雇用機会均等法の遵守措置

86. 1997年に男女雇用機会均等法を改正し、これまで努力義務であった募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別を禁止し、企業名公表制度の創設、調停制度の改善などを行ったところである。この改正法は1999年4月から全面施行されている。特に調停制度については、有効に機能することを目的として、紛争の当事者の一方からの申請のみでも調停が開始できることとなった。また、事業主に比べ弱い立場にある労働者を保護する必要があること及び調停制度の円滑な運営のためには、労働者にとって利用しやすい制度とする必要があることから、労働者が調停の申請を行ったことを理由とする事業主による不利益な取扱いが禁止された。

87. 厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局の雇用均等室では、男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、男女差別的取扱いを是正するための行政指導を行っている。また、雇用均等室には、年間約2万件にのぼる男女雇用機会均等法に係る相談が寄せられており、女性労働者と事業主との間の男女均等取扱いに関する個別紛争については、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び機会均等調停会議の調停により、その迅速な解決を援助している。また、コース別雇用管理制度を導入している企業に対しては、2000年6月に厚生労働省が策定した「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づき、留意事項に沿った制度運用が行われるよう指導を行っている。

88. さらに、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための積極的取組を行うよう、企業に対する助言、情報提供等を行うとともに、企業が自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促す仕組みとして、行政と経営者団体が連携し、女性の活躍推進協議会を開催しているところであり、ポジティブ・アクションの取組をさらに広く普及させていくこととしている。

89. なお、男女間の賃金格差については、職種や職務上の地位が男女で異なること、女性の勤続年数が男性に比べ短いこと等によるところが大きいと考えられるため、男女雇用機会均等法に基づき、配置や昇進における差別を禁止し、男女均等取扱いの確保を図る等の施策を進めているところである。

90. さらに、男女間の賃金格差の要因の分析、企業の賃金・処遇制度等が男女間の賃金格差に及ぼす影響及び賃金格差縮小に向けての取り組みの方向性について、有識者による研究会において検討が行われ、2002年11月に報告書が取りまとめられた。この報告書の提言を受け、労使が自主的に男女間賃金格差解消に取り組むためのガイドラインを作成し、現

在、その周知・啓発に努めているところである。あわせて、男女間賃金格差の現状や男女間賃金格差縮小の進捗状況を継続的にフォローアップするために「男女間の賃金格差レポート」を作成した。

(3) 育児・介護支援

(a) 育児・介護休業法の改正

91. 我が国においては、少子・高齢化等が進行する中で、労働者が仕事と家庭を容易に両立させることができるようにすることは、労働者の福祉の増進を図る上でも、経済社会の活力を維持していく上でも極めて重要な課題となっている。

92. このため、1999年4月からは、従来から認められていた1歳未満の子を養育する労働者に係る育児休業に加え、要介護状態の対象家族を介護する労働者に対して介護休業の権利が認められることとなった(「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(1995年法律第107号)ほか、小学校就学前の子を養育し、又は要介護状態の対象家族を介護する労働者に対して深夜業の制限の権利が認められることとなった(「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」(1997年法律第92号))。

93. また、育児休業の取得や職場復帰しやすい環境を整備するとともに、労働者が子育てをしながら働き続ける上で必要な時間を確保するため、育児休業等の申出又は取得を理由とする不利益取扱いの禁止や小学校就学前の子を養育し、又は要介護状態の対象家族を介護する労働者に対して時間外労働の制限の権利を認めること等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正法が2001年11月に成立し、2002年4月から全面的に施行された。さらに、育児休業制度等をより利用しやすい仕組みとするため、育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇制度の創設等を内容とする同法の改正法が2004年12月1日に成立した。

94. 育児休業及び介護休業を取得しやすく、かつ、職場復帰しやすい環境の整備、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備等、労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための施策を総合的、体系的に推進しているところである。

95. なお、2002年に実施された調査(厚生労働省「平成14年度女性雇用管理基本調査」: 全国の約10,000事業所対象)によると、出産者(女性)に占める育児休業取得者割合は64.0%、配偶者が出産した者(男性)に占める育児休業取得者割合は0.33%であり、育児休業取得者の男女比は、女性の98.1%に対し男性は1.9%である。また、

同調査によると、女性労働者に占める介護休業取得者割合は0.08%、男性労働者に占める介護休業取得者割合は0.03%であり、介護休業取得者の男女比は、女性の66.2%に対し男性は33.8%である。

(b) 仕事と子育ての両立支援

96. また、仕事と子育ての両立支援は我が国の男女共同参画社会の実現に重要かつ緊急の課題であるとして、2001年1月、男女共同参画会議の下に「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」が設置された。同年6月には同専門調査会の報告をもとに「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」が男女共同参画会議において決定され、この閣議決定に基づき「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定された。同決定では待機児童ゼロ作戦や放課後児童の受入体制の整備などについて達成数値目標及び期限を盛り込んでいる。

97. なお、待機児童ゼロ作戦及び放課後児童の受入体制の整備については、日本の構造改革の方向を示す「改革工程表」及びその中で実施の緊急性が特に高い施策を盛り込んだ「改革先行プログラム」にも盛り込まれているところである。

6. 暴力からの保護

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

98. 配偶者からの暴力を防止し、人権擁護と男女平等の実現を図るため、2001年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。)が成立し、同年10月13日に施行された(配偶者暴力相談支援センターに関する部分は、2002年4月1日施行。)

99. 同法は、2004年5月に改正(同年12月2日に施行)された。同改正法の内容は、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務実施、被害者の自立支援の明確化等、警察本部長等の援助、苦情の適切かつ迅速な処理及び外国人、障害者等への対応である。

また、同改正法には、内閣総理大臣をはじめとする主務大臣が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)」及びこれに即して各都道府県が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)」に関する規程が盛り込まれた。

これを受け、主務官庁である内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省が、関係行政機関である総務省、文部科学省及び国土交通省と協議しつつ、一致協力して、政府統一の基本方針を策定し、2004年12月2日の改正法の施行日にこれを官報で告示するとともに、各都

道府県に通知した。

この基本方針には、配偶者からの暴力に関する施策の運用について、基本的認識及び施策実施の基本的な方針等が記されており、都道府県においては、本方針に即し、速やかに基本計画を策定することとなる。

100 .この法律は、我が国において、配偶者からの暴力の問題を総合的に扱った最初の法律であり、被害者の相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供などの業務を行う配偶者暴力相談支援センターについて定めるとともに、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し発する保護命令について定めている。この保護命令には、加害者に対し、6か月間、被害者の身辺につきまとうことなどを禁止する「接近禁止命令」と、加害者に対し、2か月間、被害者と生活の本拠を共にしている住居から退去することを命ずる「退去命令」の2つの類型が用意されている。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。2004年3月末(施行後2年6か月弱)までに発令された保護命令件数は、3,069件となっている。

101 .このほか、この法律では、配偶者からの暴力の発見者による通報、職務関係者に対する研修及び啓発、国民の理解を深めるための教育・啓発、調査研究の推進、民間の団体に対する援助などについて定めている。

(2) 関連の取組

(a) 取組み

102 .警察では、配偶者からの暴力の特性を踏まえ、事案に応じた適切な対応、保護命令に係る被害者対策、保護命令違反の厳正な取締り等を推進している。

103 .家庭内の暴力や性的虐待であっても、殺人罪、傷害致死罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪、強制わいせつ罪及び強姦罪等の処罰規定の適用が排除されるものではなく、これらの処罰規定及び配偶者暴力防止法の罰則を的確に運用し、事案に応じた適切な捜査処理及び科刑の実現が図られている。

(b) 政府の取組

104 .政府においては、「男女共同参画基本計画」に基づき、夫・パートナーからの暴力を含む女性に対する暴力に関し、幅広い取組を推進している。また、内閣府に置かれている男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会は、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討を行い、同調査会の報告を受けた男女共同参画会議は、2001年10月と2002年4月に関係省庁に対し、同法の円滑な施行に向けた意見を述べている。また、同

専門調査会は、2003年6月に報告書「配偶者暴力防止法の施行状況等について」を取りまとめ、配偶者暴力相談支援センターにおける相談、一時保護、保護命令の発令等について、法施行後1年あまりの状況をフォローするとともに、法の見直しに関する論点が整理された。なお、本報告書は、参議院における法の見直しの検討の参考となった。

105. 内閣府の主な取組は次のとおりである。

職務関係者に対する研修の実施及び研修教材の作成

「女性に対する暴力をなくす運動」の実施及びその一環としてのシンポジウムの開催

広報ビデオ等の作成及び新聞、テレビなどの各種メディアを通じた広報啓発活動の推進

配偶者からの暴力に関する実態調査等の実施

インターネットを通じた情報提供

また、2004年12月2日の改正配偶者暴力防止法の施行に伴い、内閣府においては、都道府県の担当者を対象に改正法に基づく基本方針の説明会を開催するとともに、関係通知を発出し、改正法に関する広報活動を行っている。

(c) 検察官及び裁判官等に対する研修

106. 法務省においては、配偶者からの暴力の被害女性を含む犯罪被害者の保護を適切に行うため、検察官を始めとする職員に対する各種研修において、被害女性等への配慮や、配偶者暴力防止法の意義等をテーマとした講義等を実施している。

107. また、裁判所においては、裁判官をはじめとする職員に対する各種研修において、配偶者暴力防止法の意義等についての講義等を実施していると承知している。

(d) 配偶者暴力相談支援センター

108. 配偶者暴力防止法の施行に伴い婦人相談所は、配偶者暴力相談支援センターの中心として、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う機能を果たすこととなった。同法第3条において、一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うと規定されたことから、委託基準を告示し、民間シェルター等を対象とした一時保護委託制度を創設した。同条には、被害者が同伴する家族の保護も同時に規定されており、この一時保護委託制度により、被害者及びその同伴する家族、配偶者からの追跡等に対し被害者の状況に応じた適正な保護が実施されることとなっている。

109. また、配偶者からの暴力はいつ発生するかわからず、被害者からの緊急相談への迅速な対応が求められているが、現状では婦人相談所の閉庁する休日及び夜間の相談体制が手薄なことから、電話相談員を配置し相談機能を強化している。さらに、被害者は、繰り返される暴力の中で、身体的のみならず精神的にも無力になる等心理的被害が指摘されているた

め、一時保護所及び婦人保護施設へ心理療法担当職員を配置し、心理的回復を支援することとした。一方、二次被害の防止の観点から婦人相談所職員等への専門研修会を実施し、婦人相談所と関係機関との連携を図るよう推進している。

(3) 女性の不正取引、奴隷類似行為からの保護

110. 我が国の風俗営業店等で稼働する外国人女性の中には、入国・就労過程にブローカーが介在し高額な債務を負わされたうえ、売春強要等性的搾取にあっている者もみられる。これら事案については、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等関係法令を適用して積極的に取締りを行うとともに、被害女性については、在日大使館等に保護を求めてくる実態もあることから、これら関係機関と連携するなどして関連情報の収集を図っている。

また「興業」の在留資格により我が国に入国した外国人の中には人身取引の被害に遭っている者も見られるところであり、その大きな要因は、外国政府が発行する芸能人証明書をもって入国しているが、実際には芸能人として必要な能力を有していない者が、風俗営業店等において働いていることにあると考えられることから、「興行」の在留資格に係わる上陸許可の基準から外国の国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公私の機関が認定した資格を有することとする規定を削除することとした(2005年3月15日から施行)。

111. また、2005年2月には、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書の締結について国会の承認を求め、そのために必要な現行法の改正案を国会に提出した。

(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

112. 1999年5月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ法)が制定され、同年11月から施行され、(女兒に限らず)18歳未満の児童を相手方とする買春行為、児童ポルノの販売行為、児童買春の相手方とする目的で行われる児童の売買等が処罰されることになった。児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結及びこれに伴う国内法の整備については本報告第24条の項で詳述する。

(5) 刑事手続における性犯罪被害者の保護

113. 強制わいせつ罪、強姦罪等のいわゆる性犯罪の中には、親告罪として告訴がなければ起訴することができないこととされているものがあり、従来、親告罪の告訴は、犯人を知った日から6ヶ月を経過したときはすることができないものとされていたが、これらの犯罪については、犯罪による精神的ショックや犯人との特別の関係から短期間では告訴をすることがどうかの意思決定が困難な場合があることにかんがみて、2000年5月の刑事訴訟法の一部改正により、この規定を改め、強制わいせつ、強姦等の一定の性犯罪について、告訴期間

の制限を撤廃した（刑事訴訟法第235条第1項ただし書）。

警察では、性犯罪被害者の立場に立った適切な対応により、被害者の精神的負担の軽減を図るとともに、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査指導係の設置及び女性警察官の性犯罪捜査員への指定による、被害者からの事情聴取、証拠採取、証拠品の受領、病院等への付き添い等への従事、性犯罪に関する相談電話や相談室の設置、性犯罪の証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替えの整備、迅速かつ適切な診断・治療、証拠採取等を行うための産婦人科医等との連携強化等の施策を推進している。

児童買春等の事件の捜査・公判においては、児童買春・児童ポルノ法第12条の趣旨に照らし、被害児童の人権及び特性に配慮している。

（6）ストーカー行為等の規制等に関する法律

114. 近年、都道府県警察に対するつきまとい事案に関する相談件数が急増し、悪質なつきまとい行為や無言電話を繰り返すなど、いわゆるストーカー行為が社会問題化した。中には、殺人等の凶悪事件に発展する場合もあることから、危害の発生を未然に防止するべく、刑法、軽犯罪法といった既存の刑罰法令で対応できない行為について、法律による規制を含めた対応策が検討され、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」で行われたつきまとい、交際の要求、無言電話、名誉・性的羞恥心を害する事項を告げること等の行為を「つきまとい等」と定義するとともに、同一の者に対し、「つきまとい等」を反復して行うことを「ストーカー行為」と定義し、「ストーカー行為」について罰則を設け、「つきまとい等」について警察が警告、禁止命令等の措置を講じ、また、ストーカー行為等の被害者に対し、警察が被害防止のための援助を行うこと等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的として、2000年5月18日、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日から施行された。

115. さらに、警察では、厳正な取締りを推進するとともに、被害者の支援及び防犯対策並びに広報啓発活動を推進している。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の適用状況）

（2000年11月24日～2003年12月31日）

警告	3122 件
仮の命令	なし
禁止命令等	94 件
援助	2332 件
検挙件数	
ストーカー行為罪	508 件

(7) 女性の人権擁護のための諸活動

116 .男女の役割を固定的にとらえる意識は今なお社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別を生む要因となっている。また、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなども、女性の人権に関する重大な問題の一つである。

117 .法務省の人権擁護機関では、女性の人権の擁護と地位向上を訴えるため、従来より「女性の地位を高めよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間中を中心に年間を通じて全国各地で、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌等による広報、ポスター・リーフレット等の作成・配布、各種イベントにおける啓発活動などを行っている。

118 .法務省の人権擁護機関は、これまでも夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性をめぐる各種の人権問題に対して、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図ってきたところである。

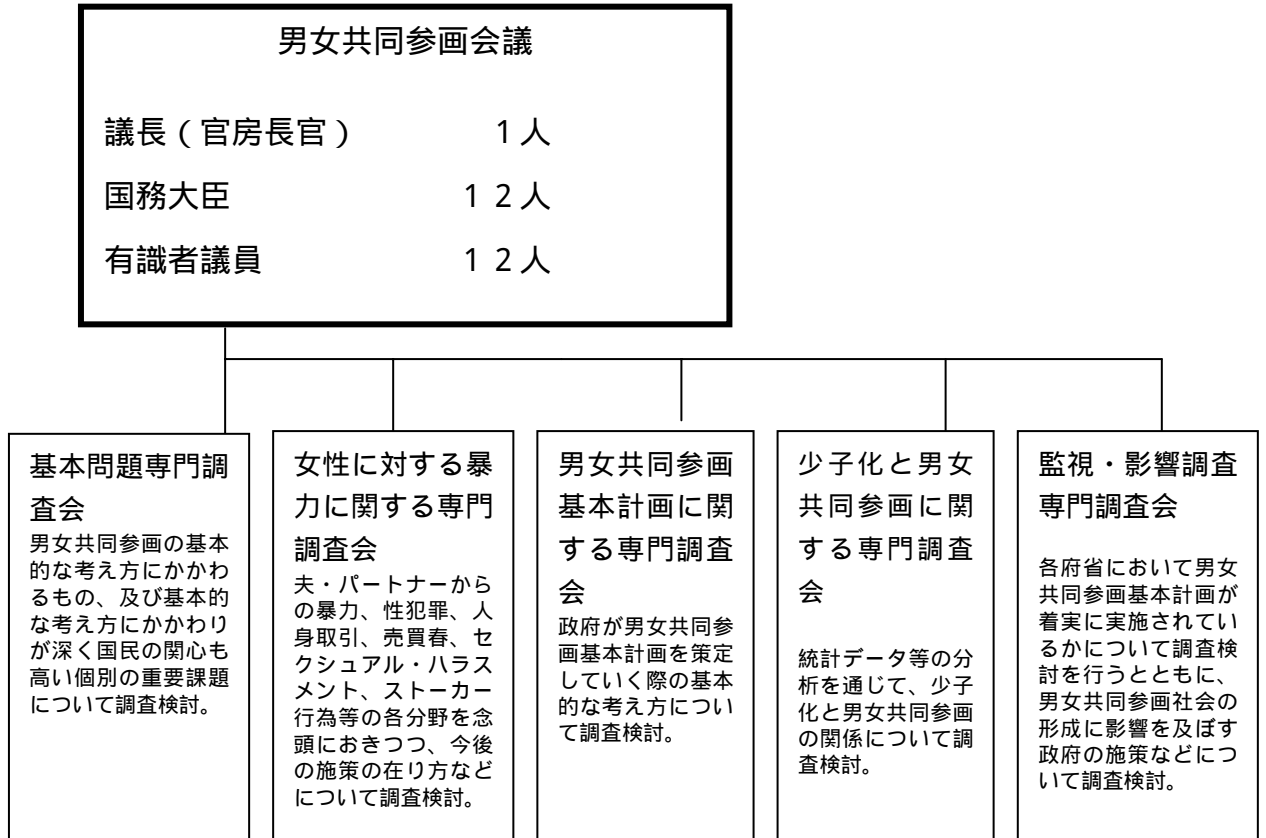
119 .人権侵害による被害の救済に当たっては、人権相談がその端緒となる事案が見受けられることから、法務省の人権擁護機関では相談体制の充実を図っているところであり、2000年7月には専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50の法務局・地方法務局の本局に設置して、女性の人権問題をめぐる相談体制の強化を図った。なお、本ホットラインの運営に当たっては、可能な限り女性の人権擁護委員や法務局職員、女性の人権に関する専門家などを相談員に配置するなどして、女性がより相談しやすい体制作りにも努めており、2003年は約29,000件の利用があった。

120 .また、法務省の人権擁護機関は、相談及び申告等を通じて女性に対する暴力が行われているとの情報を得た場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、暴力行為があった、あるいは継続して行われていると認められる場合には、その行為者等に対して、事案に応じた適切な措置を講じるとともに人権尊重思想の啓発を行うことにより、暴力行為の中止や再発の防止を図っている。

121 .また、2001年10月に配偶者暴力防止法が施行されたことに伴い、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、被害の救済及び予防に努めている。

(別紙)

(再編後) 男女共同参画会議の全体構成 (イメージ図)



この他必要に応じて、専門調査会を設置

これまでに設置されていた専門調査会

仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会 (平成13年6月男女共同参画会議で最終報告、終了)

苦情処理・監視専門調査会 (平成16年7月男女共同参画会議で報告)

影響調査専門調査会 (平成16年7月男女共同参画会議で報告)

} 再編し、監視・影響調査
専門調査会を設置

(別紙)

女性議員数の推移

	国会議員数			衆議院議員			参議院議員		
	総数	女性議員数	女性議員の割合	総数	女性議員数	女性議員の割合	総数	女性議員数	女性議員の割合
平成 9年3月	752	57	7.6%	500	23	4.6%	252	34	13.5%
10年3月	750	60	8.0%	499	24	4.8%	251	36	14.3%
11年3月	749	68	9.1%	497	25	5.0%	252	43	17.1%
12年3月	751	68	9.1%	499	25	5.0%	252	43	17.1%
13年3月	731	79	10.8%	480	36	7.5%	251	43	17.1%
14年3月	725	74	10.2%	479	36	7.5%	246	38	15.4%
15年3月	723	72	10.0%	477	34	7.1%	246	38	15.4%
16年3月	723	70	9.7%	477	34	7.1%	246	36	14.6%

衆議院・参議院各事務局調べ

(別紙)

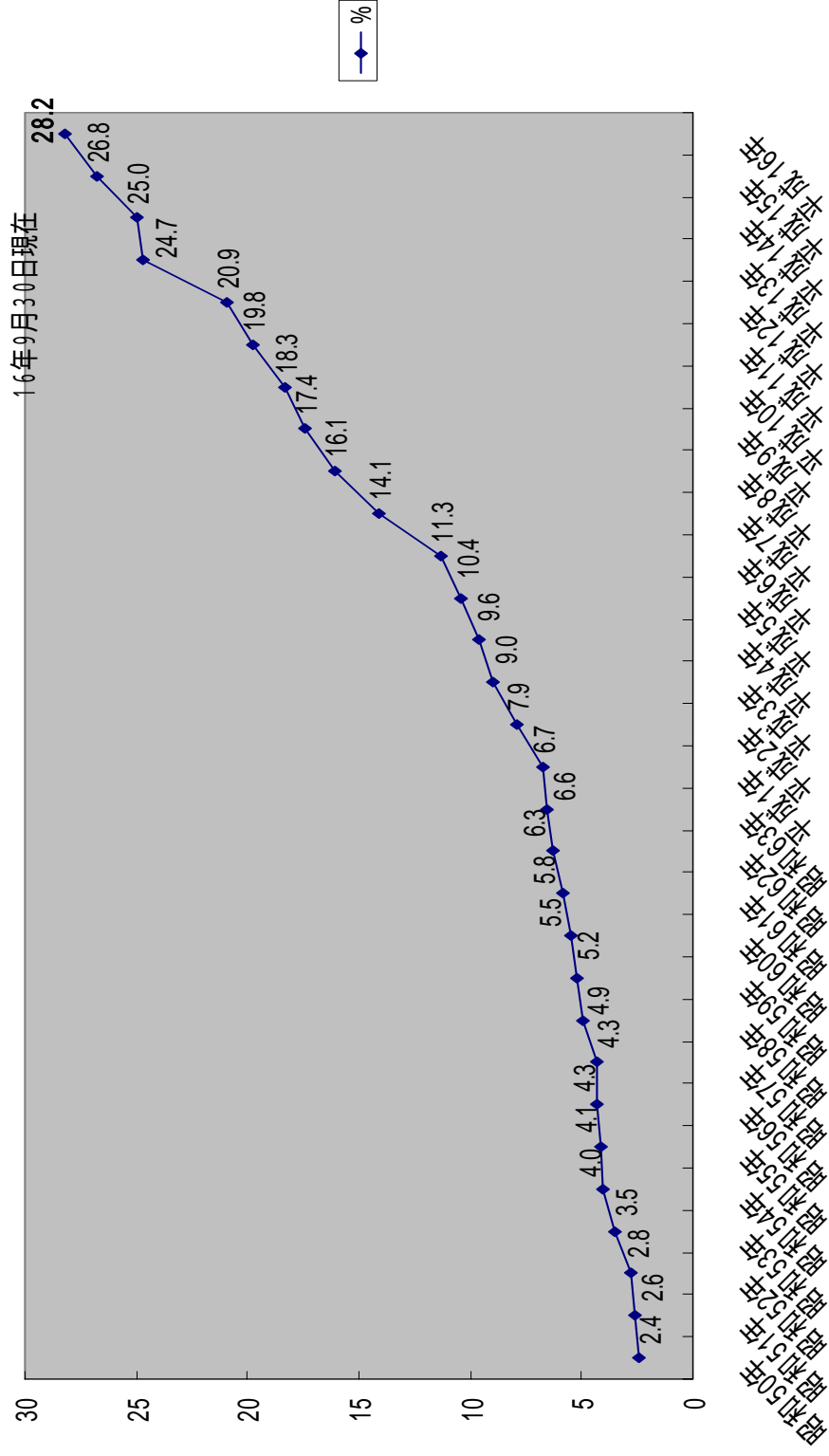
国会において女性が就いている役職

		女性議員数	議長・副議長	常任委員会	常任委員会理事	特別委員会
衆議院	平成 9年3月	23	0	0	3	0
	10年5月	24	0	1	6	0
	11年5月	25	0	0	5	0
	12年7月	35	0	0	6	2
	13年8月	36	0	1	1	1
	14年8月	35	0	0	3	1
	15年6月	35	-	0	4	1
参議院	9年3月	34	0	1	6	2
	10年5月	36	0	3	13	2
	11年5月	43	0	3	14	1
	12年7月	43	0	3	16	1
	13年8月	38	0	0	14	0
	14年8月	38	0	2	12	1
	15年6月	36	-	1	12	1

(別紙)

国の審議会等における女性議員の登用状況の推移

平成17年度末(平成18年3月末)までの目標値30%



16年9月30日現在

(別紙)

審議会等における女性委員の参画状況の推移

	審議会等数 (A)	女性委員を含む審議会等数 (B)	女性委員を含む審議会等の比率 (B/A)	委員数 (C)	女性委員数 (D)	女性委員の比率 (D/C)
50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2%	4,504人	186人	4.1%
60年3月31日	206	114	55.3%	4,664人	255人	5.5%
元年3月31日	203	121	59.6%	4,511人	304人	6.7%
2年3月31日	204	141	69.1%	4,559人	359人	7.9%
3年3月31日	203	154	75.9%	4,434人	398人	9.0%
4年3月31日	200	156	78.0%	4,497人	432人	9.6%
5年3月31日	203	164	80.8%	4,560人	472人	10.4%
6年3月31日	200	163	81.5%	4,478人	507人	11.3%
7年3月31日	203	174	85.7%	4,496人	589人	13.1%
7年9月30日	207	175	84.5%	4,484人	631人	14.1%
8年3月31日	205	181	88.3%	4,511人	699人	15.5%
8年9月30日	207	185	89.4%	4,472人	721人	16.1%
9年3月31日	209	190	90.9%	4,532人	751人	16.6%
9年9月30日	208	191	91.8%	4,483人	780人	17.4%
10年3月31日	206	190	92.2%	4,441人	782人	17.6%
10年9月30日	203	187	92.1%	4,375人	799人	18.3%
11年3月31日	202	189	93.6%	4,354人	812人	18.6%
11年9月30日	198	187	94.4%	4,246人	842人	19.8%
12年3月31日	199	188	94.5%	4,201人	857人	20.4%
12年9月30日	197	186	94.4%	3,985人	831人	20.9%
13年3月31日	95	90	94.7%	1,642人	405人	24.7%
13年9月30日	98	94	95.9%	1,717人	424人	24.7%
14年9月30日	100	97	97.0%	1,715人	429人	25.0%
15年9月30日	102	100	98.0%	1,734人	465人	26.8%

国家行政組織法第8条及び内閣府設置法第37条、54条に基づく国の審議会等(停止中のもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。)を対象に、内閣府が調査した。

* 審議会委員の任期は、概ね2、3年となっているところが多く、半年毎の調査を行っても委員の改選等が少なく、数字にあまり変化がないことから、平成14年度より9月末の年1回調査とすることとした。

(別紙)

女性幹部職員の数及び割合

(指定職、行政職(一))

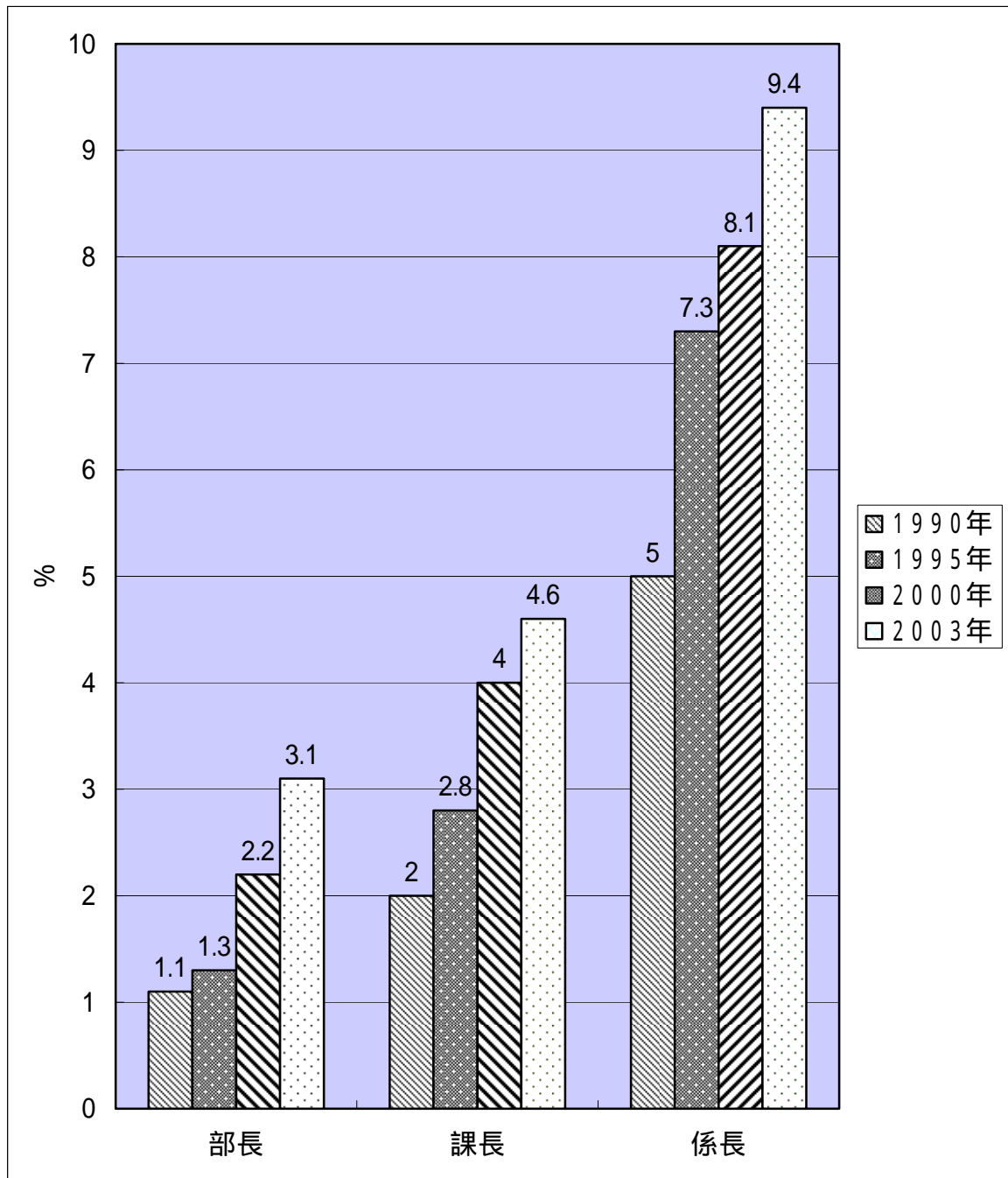
(人、%)

	1985年度	1990年度	1995年度	2000年度	2001年度	2002年度
女性幹部職員数	40	67	90	122	136	130
女性幹部職員の割合	0.5	0.8	0.5	0.8	1.4	1.3

(数字は、2001年度までは各年度末現在、2002年度は2003年1月15日現在のものである。)

幹部職員：指定職及び行政職(一)9級以上の職員(本府省準課長以上)

(別紙)



第4条：緊急事態の逸脱措置

122. 我が国においては、緊急事態が発生した場合においても、憲法及び本規約に従った措置が講ぜられることになる。

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務等基本事項を定めることにより、対処のための態勢を整備することを目的として、2003年6月、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）が成立した。また、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について定めることにより、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備することを目的として、2004年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が成立し、同年9月17日に施行された。

事態対処法では、武力攻撃事態等への対処においては、憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないが、これに制限が加えられる場合であっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならないが、この場合において、憲法第14条（法の下での平等）、同第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）、同第19条（思想及び良心の自由）、第21条（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない旨規定している。また、国民保護法でも、基本的人権の尊重について、武力攻撃事態対処法と同様の規定があるほか、国民の権利利益の迅速な救済について規定している。

第5条：除外事項

123. 第4回報告のとおり。

第6条：生命に対する権利

1. 死刑問題

(1) 適用状況

124. 我が国においては、死刑の定めのある罪を18罪に限定し（下記参照。第4回報告で述べた17罪から1罪増えているが、これは既に死刑の定めのある罪であった殺人に当たる行為のうち、団体の活動として、当該殺人に当たる行為を実行するための組織により行われたときについて、有期懲役刑の下限を引き上げ、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処することとしたものであり、これまで死刑の定めのない罪につき、新たに死刑の定め

をしたものではない。)うち外患誘致を除く他のすべての罪については死刑以外に無期又は有期の懲役刑又は禁錮刑を選択刑として規定し、重大な犯罪の罪種の中でも特に重大なもの(殺人又は人の生命を害する重大な危険のある故意の行為)についてのみ死刑が適用されるような法制が採られている上、具体的な事件においても「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」との最高裁第2小法廷判決(1983年7月8日)の趣旨等を踏まえて、死刑の適用は極めて厳格かつ慎重に行われている。現に、1999年から2003年までの5年間に死刑が適用され判決が確定した者は、合計20名であり、いずれも残虐な殺人事件や強盗殺人事件に限られ、人の殺害を伴わない事案はない。

(死刑の定めのある罪)

内乱首謀(刑法第77条第1項第1号)

外患誘致(刑法第81条)

外患援助(刑法第82条)

現住建造物等放火(刑法第108条)

激発物破裂(刑法第117条第1項、第108条)

現住建造物等浸害(刑法第119条)

汽車転覆等致死(刑法第126条第3項)

往来危険による汽車転覆等致死(刑法第127条、第126条第3項)

水道毒物等混入致死(刑法第146条後段)

殺人(刑法第199条)

強盗致死(強盗殺人を含む)(刑法第240条後段)

強盗強姦致死(刑法第241条後段)

爆発物不法使用(爆発物取締罰則第1条)

決闘殺人(決闘罪に関する件第3条、刑法第199条)

航空機墜落等致死(航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第2条第3項)

航空機強取等致死(航空機の強取等の処罰に関する法律第2条)

人質殺害(人質による強要行為等の処罰に関する法律第4条第1項)

組織的な殺人(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第3号、第2項、刑法第199条)

(2) 死刑の存廃等についての考え方

125 .死刑の存廃については、基本的には、各国において、当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えている。我が国

では、死刑の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であるから、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題と考えている。我が国として、現時点では、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていること（最近の世論調査は1999年9月実施）、多数の者に対する殺人、強盗殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみれば、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。

126. 上記の理由から、本規約の第二選択議定書の締結問題については、慎重な検討が必要である。

なお、死刑の代替刑として主張されることがある仮釈放を認めない終身刑については、一生拘禁されることにより受刑者の人格が完全に破壊されるなど、刑事政策上問題の多い刑であるとの指摘もあり、様々な観点から慎重な検討が必要であると考えている。

(3) 死刑確定者の処遇

(a) 死刑確定者の収容の根拠、処遇一般

127. 死刑の判決が確定した者は、死刑の執行に至るまで、拘置所に収容される。死刑確定者は、作業を行う義務はないこと、飲食物の自費購入が認められることなど、おおむね未決拘禁者に準じた処遇を受けている。また、その心情の安定に資するため、希望により宗教教誨及び篤志面接委員による助言・指導も行われている。

(b) 死刑確定者の外部交通

128. 死刑確定者の接見及び通信については、その拘禁目的に照らして、拘禁施設の長が個々具体的に許可・不許可を決するというのが監獄法の趣旨であるところ（監獄法第45条1項及び第46条1項）、死刑確定者は来るべき死刑の執行を待つという言わば極限的な立場に置かれている被収容者であって、その身柄の確実な保全が強く要請されており、また、拘禁の性質上、極めて大きな精神的不安と苦悩のうちにあるであろうことは言うまでもなく、拘禁施設としては、できる限り死刑確定者の心情の安定が得られるよう配慮する必要がある。したがって、このような観点からの制限を受けることはやむを得ないところであるが、このような場合を除き、実務運用上、家族、弁護士等との接見及び通信を許可する取扱いとしており、また、裁判所による再審開始決定が確定した死刑確定者については、未決拘禁者の場合と同様、職員の立会いなしに、弁護士又は弁護士となろうとする者と面会することを認めている。

129. なお、以上のような死刑確定者の外部交通の取扱いについては、我が国の民事裁判においても、合理的で適法なものであるとされており、また、本規約に違反するものではな

いとされている（例えば、最高裁1999年2月26日判決）。

（c）死刑執行の本人及び家族に対する告知

130 .死刑確定者本人に対する死刑執行の告知は、執行の当日、執行に先立って行う取扱いとしている。これは、執行の当日より前の日に告知した場合、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等の理由によるものである。

131 .また、監獄法第74条及び同施行規則第178条は、死刑の執行後、死刑の執行を受けた者の親族に対し、その死亡の事実を通知し、その親族等が死体又は遺骨の引渡しを求める場合はこれを交付するものと定めており、それ以外には、死刑確定者の家族等への通知に関する法令上の規定は何ら存しないところ、死刑の執行日については、事前に家族を始めとして外部の者には知らせない取扱いとしている。これは、死刑確定者の家族等に対し、死刑執行の日時を事前に告知することにより、通知を受けた家族に対し無用の精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族との面会が行われ、死刑確定者本人が執行の予定を知った場合には、本人に直接告知した場合と同様、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等の理由によるものである。

132 .なお、家族との間において事前の調整が必要になると思われる遺産相続、献体等については、あらかじめ平素から死刑確定者本人の意思確認を行うとともに、家族との事前の面会等の機会において十分調整するよう指導している。

第7条：拷問等の禁止

133 .我が国の法制上、拷問は厳に禁止されているが、今後とも国内における拷問等の禁止に取り組むとともに、国際的な枠組みにおいても人権の保障を促進するとの見地から、1999年6月29日、我が国は、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約を締結した。

第8条：奴隷的拘束、強制労働の禁止

134 .最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための国際的な取組みを推進するとの見地から、2001年6月18日、我が国は、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（ILO182号条約）を締結した。

第9条：身体的自由

1. 法的枠組

（1）精神保健福祉法による措置入院等

135 .1999年には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正を行い、精神

医療審査会を機能強化するため、その調査権限に、関係者からの意見聴取に加えて、帳簿書類の提出命令、出頭命令等を追加したこと、精神医療審査会について、都道府県本庁と別組織である精神保健福祉センターにおいて、その事務を行うこととしたこと、精神保健指定医に、その勤務する精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、処遇の改善のために必要な措置がとられるよう努めるものと規定したこと、医療保護入院等の適切な運用を図るため、医療保護入院等と任意入院の対象者の要件を明確に区分するとともに、本人の同意に基づいた入院が原則であることとしたこと、仮入院制度を廃止したこと、精神病院に対する指導監督を強化するため、精神病院に対する改善命令に加えて、それに従わない場合の入院医療の制限命令等の処分を追加したこと等、精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保を図る等の措置を講じたところである。

136. 2002年の精神医療審査会の審査状況は以下のとおりである。

定期報告	措置入院での入院継続が不要な者	5人
	医療保護入院での入院継続が不適当な者	12人
退院請求	入院が不適当な者	109人
処遇改善請求	処遇が不適当な者	17人

137. さらに、精神医療審査会における審査期間について、原則1か月以内としていることを改めて徹底しているところである。

(2) 心神喪失者等医療観察法による医療

138. 2003年7月に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「心神喪失者等医療観察法」という。)が成立し、公布された。同法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とするものである。なお、同法の主要部分は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

139. 心神喪失者等医療観察法においては、同法の対象者について、裁判官と精神保健審判員(精神科医)の合議体が、その意見の一致したところにより、入院、通院等の決定を行うこととされている。

140. 心神喪失者等医療観察法の規定により指定入院医療機関に入院している者(以下、「入院者」という。)の処遇について、同法第92条、第93条は以下のとおり規定し、入

院者の人権に配慮している。

指定入院医療機関の管理者は、入院者について、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限は行うことができない。

厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

その他厚生労働大臣は入院者の処遇について必要な基準を定めることができ、基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

141 .また、心神喪失者等医療観察法においては、以下の趣旨を規定することにより、適切な処遇を確保することとしている（第95～98条）。

入院者又はその保護者は、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずるよう求めることができる。かかる請求を受けた厚生労働大臣は、当該請求について社会保障審議会に審査を求め、その審査結果に基づき、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、入院者の処遇等に関して報告を求めること等ができ、また、入院者の処遇が厚生労働大臣の定める基準に適合していないと認めるとき等においては、処遇の改善のために必要な措置を採ること等を命ずることができる。

（3）伝染病予防法の廃止、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の制定

142 .伝染病予防法においては、都道府県知事は伝染病予防上必要と認めるときは、人民の隔離及び集会等を制限若しくは禁止することができることとされていた。

143 .この伝染病予防法は1999年に廃止され、新たに制定・施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）は、人権を尊重する視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、結核を除き、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るものである。

144 .このため感染症法においては、集会等を制限若しくは禁止することができる旨の条項は設けられていない。また、同法は、他者への感染のおそれがある場合に、適正手続きを経て、必要最小限の隔離を行うこととしている。

(4) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

145. 1996年4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、我が国においてかつて採られていたハンセン病療養所入所者等に対する施策の根拠となっていた「らい予防法」は廃止された。

146. その後、ハンセン病療養所入所者等から、らい予防法等に基づき隔離され、人権を侵害されたとして国を被告とした国家賠償請求訴訟が、熊本、東京及び岡山で提起され、2001年5月に熊本地方裁判所において被告敗訴の判決が言い渡された。

147. 政府としては控訴を行わないことを決定し、2001年5月25日に閣議決定された「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」において、その旨を公表した。また、国会においても、「ハンセン病問題に関する決議」を行うとともに、これに基づき患者・元患者に対する名誉回復及び福祉の増進を図るための立法措置が行われ、同年6月22日に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行された。

148. 政府としては、この法律に基づき、適切な補償を行うとともに、新聞・テレビなどを活用した啓発事業の実施等によるハンセン病療養所入所者等の名誉の回復や福祉の増進のための措置を行い、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けて今後も引き続き全力を尽くすこととしている。

2. 被疑者の身柄拘束

(1) 身柄拘束期間

149. 我が国における被疑者の身柄拘束期間は、これまでの報告で述べたとおり、最大22日間ないし23日間である。このような被疑者の身柄拘束期間における手続として、原則として司法警察職員等は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると裁判官が認めるときに発する逮捕状によるのでなければ被疑者を逮捕することができない(刑訴法第199条)。その例外としては、現行犯逮捕が許される(刑訴法第213条)ほか、司法警察職員等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができるが、その場合にも直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならず、逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない(刑訴法第210条)。そして、司法警察員は、被疑者を逮捕した場合等において、弁護人選任権等を告げた上、弁解の機会を与え、被疑者の留置の必要がないと思料するときは、直ちにこれを釈放しなければならず、留置の必要があると思

料するときは、これを逮捕後48時間以内に検察官に送致しなければならない(刑訴法第203条第1項)。そして、検察官は、被疑者を受け取った後、被疑者に弁解の機会を与えて、留置の必要がないと思料するときは、直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは、送致を受けた後24時間以内に、裁判官に対して、被疑者の勾留を請求しなければならない(刑訴法第205条第1項)。裁判官は、勾留の理由があるなどの要件を満たす場合に限り、被疑者を勾留することができ、勾留期間は10日以内とされている。裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、その勾留期間を延長することができるが、延長の期間は10日以内とされている(刑訴法第208条第1項、第2項)。このように、我が国の被疑者の身柄拘束については、厳格な司法審査を必要とし、十分な司法的コントロールがなされている。

150.このような被疑者の身柄拘束期間において行われる捜査の対象事項には、犯罪事実そのものに関する事項のみでなく、情状に関する事項も含まれている上、有罪の確信を持つことができ、かつ、公訴提起が相当と思料する者に対してのみ公訴を提起するという厳格な起訴基準を採用していることから、我が国の被疑者の身柄拘束期間に行われる捜査では、極めて綿密な証拠収集が行われている。

したがって、我が国における被疑者の身柄拘束期間は、捜査すなわち公益上の必要性と被疑者の人権保障との適正なバランスを図って定められているものであり、合理的なものであると考えている。

(2) 取調べ

151.我が国における刑事手続は、被疑者・被告人の権利保障と真相の究明という、時に相対立する要請の調和を図る役割を担っており、被疑者取調べについての法規制の在り方については、そのような刑事手続全体の構造との関連において考えている。

(a) 取調べに係る手続の適正

152.刑事訴訟法は、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることを規定し(第198条第1項本文)。この規定に基づき被疑者に対する取調べが行われているが、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができることとされている(同項但書)。

153.憲法は、「何人も自己に不利益な供述を強要されない。」と規定し(第38条第1項)。刑事訴訟法は、被疑者に供述拒否権を与え、取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない(第198条第2項)と規定している。

154 取調べを行った場合、被疑者の供述を調書に録取することができるが、この調書は、被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない（刑事訴訟法第198条第3、4項）。被疑者が調書に誤りがないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができるが、被疑者が、これを拒絶した場合は、この限りではない（同条第5項）。署名及び押印のいずれもない調書は、当事者の同意がない限り、供述調書としての証拠能力を有しない（同法第322条第1項、第326条）。

155 検察庁・警察においては、これらの取調べに関する規定の遵守について指導・監督を行い、また、万一これらの違反の存在を確認した場合には、関係者に対する厳正な処分を行っている。

156 取調べの方法として強制、拷問、脅迫等を用いることは無論許されず、その他被疑者の供述の任意性に疑いを抱かしめるような取調べも許されない。強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白（刑事訴訟法第319条第1項）及び任意になされたものでない疑いのある被告人に不利益な事実の承認を内容とする供述調書若しくは供述書は、証拠とすることができないこととされている（同法第322条第1項）。公判廷において供述の任意性・信用性が争われた場合、検察官においてその存在を立証する責任を負い、その存否の判断は、裁判所に委ねられている。

157 憲法上は、何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ又は刑罰を科されないものとされており（第38条第3項）、これを受けて、刑事訴訟法は、被告人は公判廷における自白であると否とを問わず、その自白（起訴された犯罪について有罪であることの自認を含む。）が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない旨を規定している（第319条第2項及び第3項）。したがって、公判廷において被告人が自白しているか否かにかかわらず、証人の尋問や証拠物の取調べ等の証拠調べを経た上で犯罪事実が認定されることとなっている。

158 このように、取調べに係る手続の適正や被疑者等の権利は、その具体的手続においてのみならず証拠法の面からも保障されている。

159 なお、取調べにおける強制、拷問、脅迫等の行為は、刑法に定められた特別公務員職権濫用罪（第194条）、特別公務員暴行陵虐罪（第195条）等により処罰の対象とされている。

(b) 時刻と時間

160 取調べの時刻と時間については、捜査の流動性や事件の多種多様性にかんがみると、これを規律する規則を設けることは困難である。また、現在でも、被疑者に過度の負担をかけることがないように十分配慮している。これらの理由から、取調べの時刻と時間に関する法的規制を設ける必要性はないものと考えている。

(c) 弁護人の立会い

161 被疑者の取調べに対する弁護人の立会いについては、被疑者に弁護人との十分な接見交通を保障することなどにより、被疑者の権利保障は十分担保されている上、我が国の刑事司法制度は、被疑者取調べを含む綿密な捜査とそれに裏付けられた検察官による起訴・不起訴の決定段階における厳格なスクリーニングをその真髄としつつ、起訴前の被疑者の身柄拘束には令状主義による厳格な司法審査を必要としているほか、その期間も最長23日間としているのであり、このような捜査段階における被疑者の取調べに弁護人の立会権を認めることは、捜査における真相解明機能など捜査手続全般に種々の影響を及ぼすといった問題があることから認めていない。

(d) 電気的手段による記録

162 録音やビデオ録画等の電気的手段による取調べの記録についても、我が国においては、刑事事件の真相解明を十全ならしめるため、被疑者との間に人間的な信頼関係を築いた上、極めて詳細な取調べを行っている実情にあり、このような実情の下で取調べの録音や録画を実施した場合、取調べ状況のすべてが記録されることから被疑者との信頼関係を築くことが困難となる上、その再生・反訳等に膨大な時間や費用を要する等の問題があることから、実施していない。

しかしながら、被疑者の取調べの適正を確保することは極めて重要な問題であるので、我が国においても十分配慮してきたところであり、2002年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画において「被疑者の取調べの適正を確保するため、その取調べ過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すること」とされたことを受け、身柄拘束中の被疑者の取調べ時間、調書作成の有無等の取調べの過程・状況に関する事項につき、書面による記録の作成・保存を義務付ける制度を導入し、2004年4月から実施されている。

(3) 公的な被疑者弁護制度

163 公的な被疑者弁護制度については、2004年5月、これを導入するための法律が成立した。

3. 入管施設における収容

164. 一般的事項として、本規約第9条に関連する退去強制手続上の外国人の扱いは次のとおりである（退去強制手続の流れは、パラ271の別表 参照）。

我が国の退去強制手続による収容は入管法第5章に定められており、入国警備官による違反調査の結果、同法第24条各号に定める退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、その所属官署の主任審査官に収容令書の発付を請求し、同主任審査官が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由の有無を判断し、収容令書を発付することとされている。

入管法上、収容令書には容疑者の人定事項の他、容疑事実の要旨、収容すべき場所等を記載すること、また、その執行にあたっては当該容疑者に同令書を示さなければならないことが明記されている。

我が国の退去強制手続は刑事手続とは別個独立のものであり、退去強制手続により身柄を収容された者は「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者」にはあたらないため、本規約第9条は退去強制手続により身柄を拘束された者には適用されない。なお、入管法により、入国警備官は収容令書により容疑者を収容したときは、48時間以内に証拠物等とともに当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならないが、引渡しを受けた入国審査官は当該容疑者が退去強制事由に該当するか否かをすみやかに審査し、審査の結果、当該容疑者が退去強制事由に該当しないと認定したときは直ちにその者を放免しなければならないこととされている。また、入国審査官による審査の結果、退去強制事由に該当すると認定された場合であっても、特別審理官に対し口頭審理を請求することが認められており、特別審理官は口頭審理の結果、入国審査官の認定が事実と相違すると判定したときは直ちにその者を放免しなければならないこととされている。さらに、入管法上、特別審理官による判定に不服があるときは、法務大臣（権限を委任された地方入国管理局長を含む。以下この項同じ。）に対して異議を申し出ることが認められており、法務大臣が異議の申出に理由があると裁決したときも、放免しなければならないこととされている。

また、我が国の退去強制手続は、身柄を収容して進めることとされているが、被収容者の情状等にかんがみ、身柄の拘束を解く必要があると認められる場合には、入国者収容所長又は主任審査官は、自らの職権又は被収容者、その親族若しくは代理人等の関係者からの請求に基づき、出頭の義務等必要な条件を付した上で仮放免を許可し、収容を継続することなく手続を進めることができる。なお、仮放免の請求は収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されているときにはいつでも行うことができる。

我が国においては、退去強制手続における収容や退去強制令書発付処分等が違法であると考えられる被収容者は、人身保護法又は行政事件訴訟法に定める手続により、これらの適法性について裁判所の判断を求めることが可能である。

我が国の法制度上、違法な収容に対しては、国家賠償法により賠償を請求することが可能である。

(1) 収容期間

165 . 我が国の退去強制手続は、身柄を収容して進めることが原則とされているものの、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている場合であっても、人道的配慮を要するなどの情状等にかんがみ、身柄の拘束を解く必要が生じたときには、職権又は請求により仮放免を認めるなど、人権保障の観点にも十分配慮した弾力的な運用を行っている。

166 . 収容令書を発付された外国人については、収容期間は原則として30日以内とされ、主任審査官がやむを得ない事由があると認めるときは30日を限り延長することができる（入管法第41条）。なお、退去強制令書を発付された外国人については、すみやかに本邦外に送還しなければならないとされているが、直ちに送還できない場合は、送還可能のときまで収容することができる（入管法第52条第5項）。その収容期間に上限の定めはないものの、あくまでもすみやかに本邦外に送還することが優先され、いたずらに送還を遅延させることは許されない。

(2) 処遇（女子被収容者に対する配慮を含む）

167 . 入国管理局の収容施設に収容されている被収容者の処遇については、入管法第61条の7の規定により、収容所等の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由を与えることとされており、具体的な事項については、同条第6項の委任を受け、被収容者の人権を尊重しつつ適正な処遇を行うことを目的として定められた被収容者処遇規則（法務省令）に規定されている。

168 . 被収容者には、通信文の発受、親族・知人や弁護士等との面会、物品の購入、礼拝等の宗教活動が認められており、運動の機会の確保にも努めている。また、給食は、被収容者の風俗、習慣、宗教等に配慮し、栄養士がカロリー計算の上、栄養バランスに配慮した食事を配膳しているほか、国の費用により必要な診療や一部の収容施設においては、臨床心理士によるカウンセリングを行うなど、健康管理に万全を期しており、入浴や居室、寝具などの衛生保持にも十分配慮している。

169 . さらに、近年においては、被収容者処遇規則を一部改正し、1999年4月以降、意見箱設置により被収容者から直接意見を聴取する制度を実施して処遇の改善に役立っているほか、2001年9月にも同規則を一部改正して、新たな不服申出制度を導入し、被収容者が自己の処遇に関して不服があるときは、当該収容施設の長に対し不服を申し立て、最終的には、法務大臣に対して異議を申し立てることができることとするなど被収容者の人権に一層配慮した処遇の確保に努めている。また、2003年3月にも同規則を改正し、被収容者と領事官等以外の者との面会に際しても、入国者収容所長等が入国警備官の立会の必要

がないと認めるときは、面会の立会を省略することができることとし、また、設備の整っている一部の収容施設においては、一定の時間帯において被収容者が職員の立会なしに自由に電話を使用できることとするなど、被収容者の人権により一層配慮している。

170 .この他にも、収容施設の職員に対する監督指導の徹底、警備処遇に携わる入国警備官に対する法令研修及び実務に即した警備処遇研修の実施により、被収容者の処遇の適正、公正を期している。

171 .女子被収容者に対する配慮も行っている。女子被収容者専用の収容区域を設置している入国者収容所及び東京入国管理局においては、女子被収容者の処遇はすべて女子入国警備官が行っている。その他の地方入国管理局等においては、身体検査、衣類の検査及び入浴の立会いは女子入国警備官が行っており、また、女子入国警備官が不在のときには、局長が指名した入国警備官以外の女子職員が行い、その他の処遇についても、できるだけ女子入国警備官に行わせるようにしている。

4 . 人身保護法

172 .人身保護制度は、現に不当に奪われている人身の自由を迅速かつ容易に回復することを目的とする、非常に例外的な救済方法であると位置付けられており、そのような制度理念に基づいて救済請求の要件を定めた人身保護法第2条について、その意義を明らかにしたものが、人身保護規則（1948年最高裁判所規則第22号）第4条である。

173 .第4回報告に対する最終見解については最高裁判所にも配付しているところ、最高裁判所においては、「最終見解」の第24段落において示された人身保護規則第4条の規定の廃止等の要否について、このような人身保護法の趣旨に従い、また、人身の自由を保護する他の制度との関連を踏まえつつ、今後とも慎重に検討がなされるものと承知している。

第10条：被拘禁者等の処遇

1 . 法的枠組

174 .第4回報告以降、現行の法制度を維持しており、従前どおりの枠組みで運用している。

175 .海外において刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服している外国人受刑者に母国において刑に服す機会を与えることによって、これら受刑者の社会復帰の促進に寄与するとともに、我が国司法制度のよりよい運営を実現し、刑事分野における国際協力の発展に貢献するとの見地から、2003年2月、我が国は、刑を言い渡された者の移送に関する条約を締結し、また、同年6月の同条約発効と同時に、国際受刑者移送法が施行され

た。

2. 刑事拘禁施設における弁護人との接見交通権

176. 接見交通権は、憲法第34条前段の趣旨にのっとり、刑事訴訟法第39条第1項において認められているものであり、現実の捜査においても被疑者・弁護人(及び弁護人になろうとするもの)の権利として十分に尊重されている。しかしながら、この接見交通の権利といえども絶対的なものではなく、憲法の精神と抵触しない限りにおいては、制限を受ける。

177. 弁護人との接見が制限される場合としては、刑事訴訟法第39条第3項に基づく接見指定権の行使によるもの及び被疑者を勾留している施設の管理上の必要に基づくものがある。

(1) 刑事訴訟法第39条第3項に基づく接見指定権の行使

178. 「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第1項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。」とする同法第39条第3項の規定に基づき、捜査のために必要がある場合に、検察官等が、接見の申出に対し、接見の日時等を指定するものである。ただし、同項は、更に「その指定は、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならない。」とも定めている。

179. この規定は、被疑者の防御権と捜査とのバランスを考慮して設けられたものであり、最高裁判所は、1978年7月10日の判決において、捜査機関による接見等の日時等の指定は、必要やむを得ない例外的措置であり、弁護人等から被疑者との接見の申出があったときは、原則として何時でも接見の機会を与えなければならない、現に被疑者を取調中であるとか、実況見分、検証等に立ち合わせる必要がある等捜査の中断による支障が顕著な場合には、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見のための日時等を指定し、被疑者が防御のため弁護人等と打ち合わせることをできるような措置をとるべきである旨判示し、さらに、1991年5月10日及び同月31日の両判決において、上記にいう捜査の中断による支障が顕著な場合には、捜査機関が、弁護人等の接見等の申出を受けたときに、現に被疑者を取調中であるとか、実況見分、検証等に立ち合わせているというような場合だけでなく、間近いときに右取調べ等をする確実な予定があって、弁護人等の必要とする接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合も含むものと解すべきである旨判示している。

180. さらに、実際の運用においては、被疑者の防御権を不当に制限しないよう十分配慮がなされている。すなわち、検察官による接見指定の実務においては、検察官は、接見指定

を行う可能性のある事件について、あらかじめ施設の長に対し、接見指定を行うことがある旨の通知書を発することとしているが、多くの場合は、弁護人は電話等により検察官との間で接見の日時等の協議を行い、適正に接見が行われているほか、当該通知のあった事件について、弁護人が直接施設に赴いて被疑者との接見を求めたときでも、係官は検察官に連絡を取り、検察官が接見指定の要否を上記の最高裁判例の趣旨に従って判断し、接見指定を行わないか、あるいは接見時間のみについて指定を行う場合は、弁護人と被疑者を直ちに接見させる取扱いとしている。

181. なお、検察官等による接見日時等の指定については、その処分の適法性について、被疑者側から裁判所に対する不服申立が可能である。

182. また、接見指定権を定める同法第39条第3項本文の合憲性については、1999年3月24日の最高裁判所大法廷において、裁判官全員一致で憲法第34条前段、第37条第3項、第38条第1項に違反しない旨、判決で述べられている。

(2) 施設管理上の必要

183. 施設管理上の必要性について、第3回及び第4回報告で述べたとおり、例えば、監獄が、緊急の必要性のない深夜の接見を拒否するような場合であり、施設の人的及び物的条件が有限である以上、当然に認められる制約で、やむを得ないものである。

184. なお、監獄法施行規則第122条は、接見は行刑施設の執務時間内に限るものとし、施設管理上の必要に基づく弁護人接見の制限を認めている。しかし、休日においても、緊急の必要性がある場合、弁護人接見の訴訟手続上果たす重要な役割にかんがみ、一定の条件で接見を認めることとしている。

185. また、警察留置場においては、被留置者と弁護人等との接見交通権の重要性にかんがみ、休日その他留置場の執務時間外においても、できる限り配慮して応じることにしている。

3. 矯正施設における処遇状況

(1) 受刑者の処遇

186. 我が国の行刑施設の収容人員は、1993年末には45,525人であったが、2003年末には73,734人となり、この10年間に約62パーセント増加している。また、収容率についても、1993年末に71.0パーセントであったが、2003年末には105.8パーセントに達している。とりわけ、2003年末の受刑者等の人員は61,534人、収容率にして116.6パーセントに達しており、このため、刑務所67庁のうち、

58庁において収容定員を超え、うち17庁は収容率120パーセントを超えている。

187.このような急激な収容人員の増加とそれに伴う深刻な過剰収容に加え、暴力団関係者、薬物事犯者等処遇が困難な受刑者が高い割合を占める状況にあり、また、言語、風俗、習慣等を異にする外国人受刑者も増加している。

188.他方、行刑施設の職員（配置定員）数は、1993年度末が17,025人であったところ、2003年度末は17,119人であり、94人増加したものの、職員1人当たりの被収容者数（年末収容人員/年度末職員数）は、この10年間に約2.6人から約4.2人に増加しており、顕著な職員負担率の増加が認められるところ、2004年及び2005年にかけて計500人以上の職員増によって負担率の改善に努めている。

189.なお、法務省矯正局と我が国の人権NGOの一つである日本弁護士連合会とは、受刑者処遇などについて、2000年6月に勉強会を開始し、その後も多数回にわたって意見交換を行い、2003年11月をもって、当初予定していた議題の全てについて意見交換が終了した。

（a）分類処遇制度

190.受刑者の改善更生及び社会復帰を図るためには、個々の受刑者の持つ人格特性及び環境的・社会的諸問題に対応した処遇を行う必要がある。個々の受刑者の持つ問題点を明らかにするための科学的調査を分類調査といい、その結果に基づいて処遇計画を立て、その計画を効果的に実施するための集団を編成し、各集団に応じた有効な処遇を行うことを分類処遇という。この「分類処遇制度」は、我が国における受刑者処遇の基本制度となっている。

191.具体的には、新たに刑が確定して行刑施設に入所した受刑者は、その時点で行われる分類調査の結果によって、収容分類級（収容する施設又は施設内の区画を区別する基準となる分類級）及び処遇分類級（処遇の重点方針を区別する基準となる分類級）が判定され、収容する施設が決定されている。

（b）刑務作業

192.刑務作業は、受刑者の矯正及び社会復帰を図るための重要な矯正プログラムの一つである。これは、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、その心身の健康を保持し、勤労精神を養成し、規律ある生活態度並びに共同生活における自己の役割及び責任の自覚を助長するとともに、職業的知識及び技能を付与することにより社会復帰を促進することを目的としている。

193 .特に、刑務作業の一形態としての職業訓練は、受刑者に対して職業に必要な知識及び技術を習得させるとともに、出所後の就職に役立つ免許や資格を取得させることを目的として実施している。その種目には、溶接、電気工事、自動車整備、情報処理、建設機械、介護サービス等があり、2003年度は、1,876名が職業訓練を修了した。

194 .この職業訓練の結果、溶接技能者、電気工事士、理容師、美容師、情報処理技術者、訪問介護員等の免許又は資格が取得されており、受刑者の社会復帰に大いに役立っている。2003年度の免許又は資格の取得者は、2,214名に達している。

195 .刑務作業における就業条件の基準は、原則として一般社会のそれに照らして適正なものでなければならないとされており、作業時間については、原則として1日につき8時間、1週間に付き40時間であり、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始が休業日となっている。また、所内では、一般の民間企業を対象とした厚生労働省の定める労働安全衛生法に準じた「刑務作業安全衛生管理要綱」により、各種の刑務作業上の事故防止策がとられており、災害率は民間工場に比べて低いものとなっている。受刑者は、作業時間中雑談を禁止されるが、これは作業上の安全を確保するために必要な最小限の措置であり、作業上必要な会話は許可されているほか、休憩時間中の会話は禁止されていない。

196 .刑務作業が過酷な条件のもとで行われているものではないことは、所定の作業に服する義務のない禁錮刑を言い渡された受刑者の約90パーセントが、自らの希望で懲役受刑者と同様の作業を行っていることから明らかである。

(c) 生活指導

197 .受刑者に健全な心身を培い、遵法精神を養わせ、健全な社会生活を送るための知識や生活態度等を身につけさせるとともに、その情操を豊かにすることを目的として、クラブ活動、カウンセリング、講話、レクリエーションなどを行っている。

198 .また、犯罪の行動面に着目し、受刑者を類型化し、例えば、薬物関係受刑者に対する薬害教育、暴力団組織からの離脱指導等の生活指導(処遇類型別指導)を行っているほか、近時、特に、被害者の視点を取り入れた教育の充実を図っている。

(i) 薬物関係受刑者に対する薬害教育

199 .覚せい剤等の薬物関係受刑者に対して、薬物が及ぼす身体的・社会的害悪を認識させ、遵法精神を喚起させる指導を行っている。例えば、密売事犯者と自己使用者に区分したグループを編成し、講話、集団討議、カウンセリング等の処遇技法を用い、指導効果を高めるようにしている。

(ii) アルコール依存症の受刑者に対する酒害教育

200 . 過度の飲酒や長期にわたる飲酒によりアルコール依存症に陥り、それが、直接あるいは間接に犯罪の要因になった受刑者に対し、カウンセリング、集団討議等の方法により、飲酒がもたらす弊害について認識させるとともに、改善更生の意欲を喚起させるための指導を行っている。

(iii) 暴力団組織からの離脱指導

201 . 暴力団関係受刑者を更生させるためには、暴力団組織から離脱させることが不可欠であるため、各行刑施設では、入所時から出所時に至るまでの全期間を通じて、関係組織から離脱するための個別相談及び指導並びにこれに伴う就職あっ旋援助を積極的に行っている。

(iv) 被害者の視点を取り入れた教育

202 . 被害者のおかれた状況や心情を理解させ、謝罪の気持ちを養わせるために、集団討議等の各種処遇技法や視聴覚教材を用いた指導を行っているほか、被害者について十分な知識と理解を持った外部の専門家を講師として招へいし、集団に対する講話や個別の面接指導を行っている。

(d) 教科教育

203 . 受刑者の中には、義務教育を修了していない者あるいは修了していても学習が不十分な者も少なくない。これらの者に対しては基礎的な教科の補習教育を行っている。義務教育未修了者は、行刑施設内で就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定試験を受けることもできる。また、地元公立高等学校の協力を得て、高等学校の通信制課程を受講できる機会を設けている行刑施設もある。

(e) その他の教育的活動

204 . 各行刑施設において通信教育、部外協力者による指導、釈放前指導等を行っているほか、少年受刑者に対しては、その特性に応じた教育を行っている。

(i) 部外協力者による指導

205 . 篤志面接委員等の部外協力者が、受刑者各自が更生する上での問題点とその解決方法等について個別に助言・指導を行い、必要に応じて継続し出所時まで指導に当たる方策である。これは人生経験が豊かで熱意ある民間の篤志家によって実施されるため、受刑者に感銘を与え、更生への意欲を高めるなどの実効がある場合が多い。

(ii) 釈放前指導等

206 . 受刑者の円滑な社会復帰のためには、行刑施設内の生活と出所後の社会生活とのギャップをできるだけ少なくする必要がある。このような理由から、釈放が近づいた受刑者に対し、一定の期間、釈放準備のための集中的な処遇を行っている。具体的には、社会復帰後の就職に関する知識及び情報の付与、一般社会における生活及び勤労の体験、保護観察制度その他更生保護に関する知識の付与、帰住及び生計の方策に関し必要な調整などを行っている。

(f) 少年受刑者の処遇

207 . 少年受刑者については、少年刑務所等、特に設けた行刑施設又は行刑施設内の特に分界を設けた場所に収容して成人とは分離し、これらの受刑者の特性を考慮し、個別的処遇計画の策定や個別担任制の採用などによる「処遇の個別化」と個別面接等による個別指導の実施、各種処遇技法を用いての処遇類型別指導の実施、職業訓練受講の督促などによる「処遇内容・方法の多様化」を二本柱とする基本的理念に基づいた処遇を行っている。少年院に収容された14歳以上16歳未満の少年受刑者に対しては、懲役刑の言渡しを受けた場合であっても作業は課さず、矯正教育を行うこととされている。

(g) 外部交通

208 . 受刑者に対しては、その改善、更生に資する善良な外部者との関係の維持に配慮しつつ、改善、更生に悪影響を及ぼす者等との交流を絶った環境の下で、個々の受刑者の行状、性向等に応じて矯正処遇を施す必要があること等から、受刑者の外部交通は、その親族に対するものであることを原則とし、親族以外の者との外部交通については、個々に具体的な必要性を考慮して認めるなどしている。

(2) 被収容者の生活

(a) 衣類・寝具

209 . 衣類・寝具は、受刑者には居室衣、作業衣、下着、蒲団、毛布、敷布等を貸与し、未決拘禁者には原則として自弁としている。ただし、自弁できない場合には貸与している。

(b) 食事

210 . 食事については、すべての被収容者に、国が給与することを原則としているが、未決拘禁者については、本人が希望すれば外部から自費で食料を入手することができる。給与される食事は、被収容者の性別、年齢、作業の内容等に応じ、健康及び体力を保つために必要な熱量が確保されている。被収容者に対する食料給与については、被収容者の健康保持のため重要なものであるため、従来からその内容の充実に努めてきたところであるが、食事内容の更なる改善を図るため、1995年に見直しを行い、肥満防止及び生活習慣病予防の観

点から、段階的に主食の熱量を減ずる一方、副食の熱量を増加するとともに、栄養素（たんぱく質、ビタミン等）の標準量を改善している。

（c）保健衛生及び医療

(i)入浴

2 1 1 . 入浴は、1週間に2回（夏期は3回）実施されている。入浴の時間は、平均15分（女子は平均20分）である。夏期には、毎日の作業終了後等、身体を拭く時間やシャワーの時間を設けている施設もある。

(ii)運動

2 1 2 . 運動は、健康保持上必要なものであるので、入浴日以外は最大限の保障がされている。天候が許す限り户外运动を実施しているが、雨天時には室内運動も実施している。

(iii)健康診断

2 1 3 . 健康診断については、一般社会と同様、定期健康診断、生活習慣病対策等を積極的に実施している。

(iv)医療

2 1 4 . 行刑施設では、医師等医療専門職員が配置され、被収容者の医療に当たっている。一般の行刑施設において治療困難で専門的医療を施す必要がある者及び病状から長期的な療養が必要な者については、高度な医療機器や医療専門職員を集中的に整備、配置した医療重点施設又は医療刑務所に収容して十分な医療措置が受けられる体制をとっている。この医療刑務所の中には、医療法の規定により病院の指定を受けている施設もある。さらに、人的・物的に施設内で適切な医療を施すことが困難な場合には、外部の専門医の診療を受けさせたり、外部の病院に入院させるなど被収容者に対する適切な医療に努めている。加えて、(3)で述べるように行刑運営改善の主たる項目の一つとして、行刑施設における医療の充実が取り上げられており、現在、更なる充実に向けて検討を進めているところである（「(3)行刑運営の改善」参照）。

（d）規律及び秩序

2 1 5 . 被収容者の処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するために、行刑施設の規律及び秩序は厳正に維持されなければならない。国連の「被拘禁者最低基準規則」も「規律及び秩序は厳正に維持されなければならない。」と規定しているところであり、行刑施設の規律及び秩序は、「確固として」、「揺るぎなく」維持しなければならないものと考えている。

216 .しかしながら、行刑施設の規律及び秩序は無意味に厳しく維持されるものであってはならないのはもちろんであって、これを維持するために定めた所内規則については、機会があるごとに、その内容が目的を達成するため合理的に必要と判断される限度を超えることのないように留意し、今日的な保安の状況において、必要性が減少したと認められるものについては必要な範囲内のものに改めるなど、適正な運営に努めている。

(e) 懲罰

217 .行刑施設においては、多数の被収容者を集団として適正に管理し、逃走等を防止して、その身柄を確保するとともに、被収容者の法的地位に応じた収容の目的を達成するため、行刑施設内の規律及び秩序を適正に維持する必要がある。そのため、施設内で禁止される行為について、「被収容者遵守事項」として定め、事前にこれを被収容者に告知し、周知させるよう十分に配慮した上で、違反者に対しては懲罰の対象とすることにより、禁止された行為の発生を防止し、施設内の規律及び秩序を維持する制度を設けている。

218 .懲罰の種類には、叱責、文書・図画閲読の3ヶ月以内の禁止、作業賞与金計算高の一部又は全部の削減、2ヶ月以内の軽屏禁等がある。軽屏禁は、通常の居房と同じ構造の独居房において、他の被収容者との接触を絶ち、居房内に着座させて、内省の機会を与え、改悛を促すというものであり、現在、実際に科せられている懲罰の中では最も重いものである。軽屏禁の執行に際しては、事前に医師による健康診断を実施して、健康に害がないと認められなければ執行を開始することができないこととされており、執行中においても、医師による診断がなされ、健康に害を及ぼす特別の事由があるときは執行を停止するなど、健康を害することがないように十分に配慮している。

219 .行刑施設における懲罰の手続は、法務大臣訓令に則り、まず、規律違反行為容疑者に対して容疑行為等を告げた上、当該容疑者から、事実関係、経緯等について事情を聴取するほか、職員からの報告、規律違反行為を見聞きした他の被収容者からの事情聴取等により事実関係を把握する。その後、当該行刑施設の幹部職員をもって構成する懲罰審査会において、当該容疑者を出席させて規律違反の容疑事実を告知し、弁解の機会を与えた上で、当該容疑者を補佐する立場の役割を果たす幹部職員が、当該容疑者のために意見を述べ、これらの内容を斟酌するとともに規律違反の疑いのある行為の有無・動機・内容・態様、当該容疑者の行状・処遇経過、当該行刑施設の保安の状況等を踏まえて懲罰審査会としての意見を決定して、これを行刑施設の長に報告し、行刑施設の長が、懲罰審査会の意見を踏まえ、かかる諸事情を総合的に考慮して科罰するか否か、科罰する場合の懲罰の内容を決定しているところであり、公正さが担保された適正な運営の確保が図られている。

(f) 保護房への収容及び戒具の使用

220 .被収容者が、逃走、暴行又は自殺に及びおそれがある場合、制止に従わず、大声又は騒音を発する場合、房内汚染等異常な行動を反復するおそれがある場合等で、同人を普通房に収容することが不相当と認められるときについては、保護房(被収容者の鎮静及び保護に充てるため設けられた相応の設備及び構造を有する独居房をいう。)に収容することがあり、また、被収容者が、逃走、暴行又は自殺に及びおそれがある場合等には、戒具(手錠)を使用することがある。保護房は、その目的達成の観点から、構造上、遮音性、堅牢性等に配慮し、自殺等に供されやすい設備、器具、突起物等を除き、壁や床に柔らかい材質のものを使用するなどした居房であり、保護房への収容は、法令に基づき隔離の必要がある場合における独居拘禁の一形態である。これら保護房への収容又は戒具の使用については、関係法令に基づくほか、通達等により、従来から、状況に応じ、その目的を達成するため合理的に必要と判断される限度を超えてはならないとされ、戒具使用中の者及び保護房収容中の者については、早期に解除できるよう被収容者に働きかけるほか、必ず医師にその心身の状況を把握させ、必要に応じて診察させることとしている。

221 .ところで、戒具(手錠)の一種として、これまで使用されてきた革手錠(革製のバンドに、両手首を固定する円筒型の革の腕輪が付いている構造の手錠)については、前記のとおり、名古屋刑務所刑務官が同手錠で受刑者の腹部を強く締め付けたなどとして、特別公務員暴行陵虐致死傷罪により公判請求された事案があったことにかんがみ、2003年10月1日から同手錠を廃止し、これに代わるものとして、腹部を締めることなく手首だけを拘束する新型手錠が採用されている。新型手錠は、従前の革手錠とは異なり、手首以外の部位を拘束することがないので、安全性はより高いものと考えている。

さらに、適切かつ安全な運用の保障を高めるため、例えば、保護房に収容されている者に対しては、保護房収容のみでは、暴行又は自殺を抑止できないと認められる場合に限り、新型手錠を使用することができること、被使用者の身体に危害等を加えるような方法で新型手錠を使用してはならないこと等の指針を明確化し、これを訓練、研修等を通して徹底する措置を講じた。

(g) 不服申立制度

222 .行刑施設の被収容者は、不服がある場合、法務大臣又はその命令を受けた法務省の職員である巡閲官に対し不服を申し出ることができる情願(監獄法第7条)の制度がある。情願制度は、行刑施設の処置全般にわたる不服を対象とするもので、法務大臣に対しては書面で、巡閲官に対しては書面又は口頭で行うものである。被収容者には、秘密申立権が保障されている(監獄法施行規則第4条第2項、同規則第6条)。法務大臣に対する情願については、大臣が閲覧の上、原則として、矯正局において申立内容を詳細に調査するが、申立ての内容によっては、大臣の指示に基づき、人権擁護局において調査を行う等の運用見直しを行い、実効性を高めており、これらの調査により事実を確認し、十分に検討した上、処理し、

その結果を申立人に通知することとしている。この際、職員が被収容者に対し不適切な処遇を行ったことが判明した場合には、当該職員は、懲戒処分や刑事上の処分を受けることとなる。

2 2 3 .また、被収容者が監獄の職員の処置又は一身上の事情について所長に面接して救済又は助言を求める制度として、所長面接制度が設けられている（監獄法施行規則第9条）。

2 2 4 .そのほか、刑事上の告訴、人権侵犯申告の手段を利用して捜査機関等に申立てを行い、迅速かつ公平な検討を求めることができるほか、民事訴訟又は行政訴訟を提起することも可能である。

2 2 5 .なお、(3)で述べるように行刑運営改善の主たる項目の一つとして、不服申立制度の見直しが行われており、現在、行刑改革会議からの提言を受けて、改善措置について検討を進めているところである。

監獄法

第7条 在監者監獄ノ処置ニ対シ不服アルトキハ法務省令ノ定ムル所ニ依リ法務大臣又ハ巡閲官吏ニ情願ヲ為スコトヲ得

監獄法施行規則

第9条 所長ハ監獄ノ処置又ハ一身上ノ事情ニ付キ申立ヲ為サンコトヲ請フ在監者ニ面接ス可シ

2 前項ノ申立ヲ為サンコトヲ予告スル者アルトキハ其ノ氏名ヲ面会簿ニ記載シ置キ其順序ニ従ヒ面接シタル後本人ニ開示シタル意見ノ要旨ヲ面会簿ニ記載ス可シ

(3) 行刑運営の改善

2 2 6 .行刑運営の改善については、監獄法改正の動きや第4回政府報告書審査時の懸念事項等を考慮して、行刑施設における所内規則の見直し等、所要の措置を講じてきたところである。このような中で、前記のとおり、名古屋刑務所刑務官が特別公務員暴行陵虐致死傷罪により公判請求されたことを契機として、行刑運営の在り方について国会等において集中的な議論がなされ、これら議論を受けて、法務省は行刑運営の改善策を講じているところである。

2 2 7 .これまで行刑運営改善のために講じた主な措置には、前記のとおり、行刑施設で勤務する職員への人権研修を充実させたこと、革手錠を廃止して安全性に配慮した新しい戒具を導入したこと、被収容者から法務大臣への情願の処理方法を見直したこと等がある。

228 .また、幅広い観点から行刑運営改善を検討するために、様々な分野の民間有識者から構成された行刑改革会議を立ち上げた。同会議では、NGO等からのヒアリング、受刑者及び刑務官に対するアンケート等により、行刑運営の実情を把握しつつ、刑務所の規律や懲罰制度等の処遇の在り方、情報公開や不服申立制度等の透明性の確保、医療水準の向上や職員の執務環境の改善等の医療・組織体制等の諸観点から議論が進められ、2003年12月には、同会議から「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」と題する提言が発表された。その中で、受刑者の人間性を尊重して真の改善更生・社会復帰を図り、刑務官の過重な負担を軽減し、国民に開かれた行刑を実現するための行刑改革の基本的な方向性に関する様々な提言がなされた。具体的には、刑務所等における規律等の在り方の見直し、人権救済のための制度の整備、矯正医療の水準の向上、外部交通の拡大、職員の職務権限の明確化、刑事施設視察委員会（仮称）の創設、情報公開・地域社会との連携の促進等がある。

229 法務省は、行刑改革会議からの上記提言を踏まえ、着実に行刑改革を実現するため、行刑改革推進委員会を立ち上げ、省を挙げて改革に取り組んでいる。直ちに実施できる方策として、行刑施設の所内規則の見直し、保護房仕様の見直し等に着手するとともに、保護房収容事案を全件録画して一定期間保存すること、処遇関連情報等を定期的に公表することなどの措置を既に講じたところである。さらに、行刑改革を実現する上で最も重要な課題である監獄法（1908年制定）の改正作業を進めているところである。

4 . いわゆる代用監獄

(1) 警察留置場制度

230 .日本においては、約1,300の警察留置場が設置されている。警察留置場には、刑事訴訟法に基づき逮捕された被疑者、刑事訴訟法に基づき裁判官の発する勾留状により勾留された未決拘禁者等が留置されている。留置場に留置される被疑者は、2003年の1年間で約19万人であった。逮捕された者は、釈放される場合を除いて、検察官の勾留請求により裁判官の面前に連れていかれ、裁判官が、勾留するか否かを決定する。

231 .被疑者の勾留場所は、刑事訴訟法によって、監獄とされており（同法第64条第1項等）監獄法は、警察留置場を監獄に代用することができる（同法第1条第3項）。この警察留置場を監獄代用することができる制度がいわゆる「代用監獄制度」と呼ばれているものである。なお、被疑者の勾留場所については、刑事訴訟法上拘置所又は警察留置場のいずれを選択するかを定めている規定はなく、検察官の請求を受けて、裁判官が、個々の事件ごとに、諸般の事情を総合的に勘案して勾留場所を決定している（同法第64条第1項）。

(2) 警察留置場における生活

2 3 2 .警察留置場における被留置者の生活については、以下に具体的に述べるとおり、被留置者の人権を十分保障し、国連の被拘禁者処遇最低基準規則の趣旨に沿った処遇が行われている。留置場の施設・設備については、より快適な生活環境となるよう常に改善整備に努めているほか、被留置者の人権保障を一層充実させるため、食事の改善や外国人・女性等の特性に配慮した処遇を推進するなどの努力を続けている。

(a) 留置場の構造及び設備

2 3 3 .居室の構造は、居室の前面に不透明な遮蔽板を設けて被留置者が看守者席から常時監視されることのないようにしているほか、居室内のトイレは、周囲を壁で囲ったボックス型とし、臭気カバーを取り付けるなど、被留置者のプライバシーや人権保護に留意したものとなっている。畳等の上に直接座るという日本の生活習慣を勘案し、居室内には畳又はじゅうたんが敷かれており、居室においてもこれと同様の生活習慣が保たれるようにしている。被留置者の適切な処遇を行うため、矯正施設等と同等の面積が確保されるように基準が定められている。

2 3 4 .被留置者の健康保持及び処遇向上のため、全国の留置場で、全自動洗濯機、洗濯物乾燥機、布団乾燥機、加湿器、シャワー装置、冷蔵庫、感染症防止のための手指消毒器等の備品の整備を推進している。留置場内の通風、採光に配慮するとともに、冷暖房装置の利用により、24時間快適な温度が保たれるように配慮している。

(b) 留置中の行動

2 3 5 .他の被留置者の平穩に支障を及ぼしたり、拘禁目的に反しない限り、居室内での被留置者の行動は自由であり、就寝時間以外でも自由に寝そべることも許されている。

(c) 被留置者の健康保持

2 3 6 .被留置者の健康保持のために、1日30分間、被留置者が希望する場合には、1時間を超えて、広さ約10平方メートル以上で、日照及び通風のよい留置場に続く戸外に設けられた運動場で自由に運動できる時間が設けられている。

2 3 7 .睡眠時間帯は居室の明りを減光して睡眠に支障がないように配慮している。

2 3 8 .取調べの時間については、執務時間(通常午前8時30分から午後5時15分)中に行うよう努めており、執務時間外に取り調べなければならない事情がある場合でも、留置場の日課時限において定めた就寝時刻(通常午後9時頃)を過ぎてもなお取調べが続いてい

る際は、留置部門から捜査部門に取調べの打ち切りの検討要請を行うとともに、万一就寝時刻が遅れた場合には、翌日の起床時間を遅らせるなどの補完措置をとり、十分な睡眠時間が確保されるようにしている。

239 .月に2回、警察の囑託医が被留置者の健康診断を行うほか、被留置者が負傷したり、病気になった場合には、常備薬を投与したり、公費により速やかに医師の診療を受けさせており、被留置者が医師を指定して自費による診療を希望すれば、通院することも可能である。警察留置場への勾留のために被留置者の健康が損なわれないように、すべての可能な措置がとられている。

240 .食事は、1日3回出され、国民生活の実情等を勘案して十分なものであるように資格のある栄養士が定期的にチェックし、栄養のバランスのとれたものとなっている。また、被留置者は、官給の食事以外の食事、パン、果物、菓子、乳製品等を外部から自己の負担で購入したり、差し入れを受けることもできる。

(d) 日用品等の自費購入等

241 .食料品、衣類等の自費購入及び差し入れも認められる。

(e) 面会、信書の発受等

242 .弁護士等との面会及び信書の発受は、原則として保障されており、家族等との面会及び信書の発受についても、裁判所が拘禁目的を達成するために行う制限を除き、原則として保障されている。

243 .また、複数の弁護士や家族が被留置者と面会できるような面会室を設け、弁護人の秘密交通権をより保障するために室外へ面会中の会話が漏れないための措置を講じている。

(f) 新聞、図書等の閲覧等

244 .被留置者は、無料で日刊新聞や備え付けの図書を閲覧することができるほか、食事時間等毎日一定の時間に、ニュース、音楽等のラジオ番組を聴取することができる。

245 .なお、本規約等の国際規則をも掲載した六法全書を毎年度新しいものを購入して備え付けており、被留置者の防御権行使への配慮に努めているところである。

(g) 身体検査及び傷病等の調査

246 .被留置者の留置開始時及び出入場時には、被留置者の安全確保と留置場の秩序維持を図るために必要な限度において、留置担当者が身体検査を実施し、被留置者が凶器や危険

物を所持していないことを確認するとともに、被留置者の健康状態の聴取・確認を行い、疾病・傷病の申立があったとき、又は疾病・傷病の可能性があるときには、医師の診察を受けさせるなどの必要な措置をとっている。

(h) 外国人被留置者の処遇

247. 外国人被留置者に対しても適切な処遇を行うため、14か国語(英語、北京語、広東語、タイ語、タガログ語、ウルドゥー語、スペイン語、ペルシャ語、韓国語、マレー語、ベンガル語、ロシア語、ベトナム語及びミャンマー語)による文字、音声の両方の豊富な文例を呈示できるCD-ROMを使った「留置手続告知機」の整備を進めている。また、食事、宗教活動等の面において、可能な限りそれぞれの習慣に従って処遇するように配慮している。また、領事関係に関するウィーン条約第36条1(b)に基づき、外国人を逮捕、留置、勾留または拘禁した場合には、当該人の要請があるときは、同人の国籍の領事館に連絡することとしている。

(i) 女性被留置者等の処遇

248. 警察留置場における基本的な処遇条件に男女の差別はないが、女性被留置者の取り扱いに当たっては、その特性に十分配慮して、男性被留置者とは別の区画に収容され、互いに見えることがなく、かつ、運動や出入場の際も顔を合わせることをないように処遇しており、女性被留置者の身体検査及び入浴時の監視は、女性警察官又は女性職員でしか行い得ない。また、女性被留置者の処遇に当たっては、その身だしなみを整えるために必要な、化粧品、クリーム、整髪料等の化粧品やくし、ヘアブラシを洗面所等で使用できるよう配慮しているほか、使用済み生理用品を本人が直接廃棄するための屑かご等を設置している。

249. さらに、女性被留置者の処遇は、女性警察官が行うことが望ましいため、女性警察官を常時配置し、女性被留置者のみを収容する女性専用留置場の設置を推進しており、これまでに43場設置している。

250. また、少年の被留置者についても、成人から悪影響を受けることをないように、成人の被留置者とは別の区画に収容され、女性被留置者と同様に互いに見えることがなく、かつ、運動や出入場の際も顔を合わせることをないように配慮している。

(3) 捜査と留置の分離

251. 被留置者の人権を保障するため、警察においては、被留置者の処遇を担当する部門と犯罪の捜査を担当する部門は厳格に分離されている。被留置者の処遇は、留置部門の職員の責任と判断によってのみ行われ、捜査員が警察留置場内に入って、留置されている被疑者の処遇に介入することは禁止されており、被疑者の取調べは、留置場の外にある取調室等で

行われる。

252 .被留置者の処遇を担当する部門は、捜査を担当しない管理部門の留置主任官の指揮下にあり、警察本部の留置管理課等及び警察庁の留置管理官の監督を受ける。

253 .以下は、捜査と留置を分離するために取られている具体的措置であるが、警察庁の留置管理官以下の職員等が定期的に全国の警察留置場を巡回し、その徹底を図っている。また、万が一、警察官が以下の方針に反し不適正な取扱いを行った場合には、厳しい処分が科される。

(a) 留置開始時の告知

254 .新たに留置した被留置者に対し、被留置者の処遇は、すべて留置業務担当者が行う旨を留置開始時に告知する。

(b) 留置場出入場のチェック等

255 .捜査上の必要から被留置者を留置場から出場させる際には、捜査主任官がその必要性について個別に実質的なチェックを行った上で文書により留置主任官に要請し、留置主任官の承認により行うこととされており、捜査員が被留置者の処遇に関与するなどの不適切な取扱いがなされないよう、捜査と留置の両方の責任者がチェックを行う。出入場の時刻は、留置部門がすべての被留置者について作成している出入簿に記録され、留置部門による厳格なチェックがなされているため、捜査員が恣意的に被留置者を留置場から出場させることは不可能である。この記録は、審理の状況に照らし、必要かつ相当な場合には、公判廷に提出されることもある。

(c) 日課時限の確保

256 .取調べ等の捜査活動によって、食事、睡眠等の日課時限に支障を及ぼすことのないよう、必要な場合には、留置主任官から捜査主任官に対して取調べ等の打ち切りの検討を要請し、日課時限の確保に努めている。

(d) 食事の提供

257 .食事は、被留置者の処遇の最も重要なものの一つであり、捜査員が取調室等で食事を摂らせることはない。

(e) 面会、差入れの取扱い

258 .面会、差入れは留置部門の業務であり、捜査員にその申出がなされた場合でも、捜査員において取り扱うことなく、速やかに留置部門に引き継ぐこととしている。

(f) 身体検査、所持品検査及び所持品の保管

259 . 被留置者の身体検査、所持品検査及び所持品の保管は、留置主任官の責任において行い、捜査員が検査に立ち会ったり、所持品を保管したりすることは許されない。

(g) 被留置者の護送

260 . 検事調べのために警察留置場から検察庁等へ被留置者の身柄を移したり、医療等のために警察留置場から医療施設へ被留置者の身柄を移したりする際の被留置者の護送は、留置主任官の責任において行われ、被留置者の戒護員には、原則として捜査部門以外の留置部門を主とする管理部門の者を充てることにしている。

(4) 留置業務担当者等に対する教育

(a) 都道府県警察本部等の上級幹部等に対する教育

261 . 警察署等の留置業務担当者の全般的な指導に当たる都道府県警察の本部等の上級幹部等に対し、警察庁において、それぞれ約10日間にわたって、本規約にも配慮した適正な留置業務の管理運営等に関する教育を行っている。

(b) 留置業務担当者等に対する教育

262 . 警察署等において留置業務を担当する警部補以下の留置業務担当者等に対し、都道府県警察において、約10日間にわたって、本規約にも配慮した被留置者の適正処遇等に関する教育を行っている。

第11条：民事拘禁の禁止

263 . 第4回報告のとおり。

第12条：居住・移転の自由

1 . 出入国管理制度及び難民認定法に規定する再入国許可制度

264 . 再入国の許可を受けている者は、上陸の申請に当たり査証を要せず(入管法第6条第1項ただし書)、また、上陸許可の証印を受ける必要はあるものの、改めて在留資格及び在留期間の決定を受ける必要はなく(第9条第3項ただし書)、再入国した後は従前の在留資格及び在留期間等が継続しているものと擬制される。ただし、再入国の許可は、同許可による上陸許可まで保証するものではなく、再入国の許可を受けていても、出国中に上陸拒否事由(入管法第5条)に該当することとなった場合には、特別永住者を除き、上陸は許可されない。

265 . 他方、特別永住者については、その歴史的経緯を考慮し、我が国における法的地位

の一層の安定化を図るため、入管特例法によりいくつかの特例が定められており、再入国許可に関しては、再入国許可を受けて上陸する際に、上陸拒否事由への該当性について審査されることはなく、有効な旅券を所持するとの要件に適合すれば、入国審査官から上陸許可の証印を受けることができ(入管特例法第7条)、再入国の許可の一般的な有効期間は「3年」であるところ、特別永住者については「4年」となっている(入管特例法第10条第1項)。さらに、入管特例法第10条第2項により、法務大臣は、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとの入管特例法の趣旨を尊重するものとされている。

2. 我が国の難民政策

266. 我が国の難民認定制度は、1982年1月1日に発足し、現在に至っているが、近年の国際情勢の変化に伴い、我が国の難民認定制度を取巻く状況も大きく変化してきた。

我が国としては、これらの状況に適切に対応するために難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の創設、難民として認定された者等の法的地位の安定化、不服申立制度の見直し等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(以下「改正入管法」という。)を第159回国会に提出し、2004年5月27日、可決成立した。

改正入管法は同年6月2日に公布され、交付の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることが予定されている。

新しく創設された仮滞在許可制度は、不法滞在者である難民認定申請者の法的地位の安定化を図るために設けられたものであり、本邦に上陸した日から6月を経過した後難民認定申請を行ったもの、迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入っていないもの、本邦に入った後に刑法等に定める一定の罪を犯して懲役又は禁錮に処せられたもの等に該当しなければ法務大臣が仮滞在の許可を与え、退去強制手続を停止し、難民認定手続を先行して行うこととしたものである。

また、難民として認定された者等の法的地位の早期安定化のための在留資格の付与については、不法滞在者等で難民と認定された者の中でも、迫害国から直接本邦に入り遅滞なく難民である旨申し出た者等は、特に要保護性の高い者と考えられ、一定の要件を満たす場合には、「定住者」としての在留資格を認めることとした。

(1) 難民条約上の難民

267. 我が国は、2003年末までに315人を認定している。なお、受理件数は、3,118人、取下げ402人、不認定2,230人となっている。

(2) インドシナ難民

268. インドシナ難民については、1979年5月30日に国連難民高等弁務官事務所とベトナム政府との間で取り決められた「合法出国計画に関する了解覚書」に基づき、ベトナム在住のベトナム人について、家族との再会のため本邦に入国を希望するものについての受

け入れを行っていたが、2003年3月14日付け閣議了解により、呼び寄せ家族の申請受付を2004年3月末日で終了した。

269. 2003年末までに我が国で定住を認められたインドシナ難民の総数は、11,087人となっている。

(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

270. 国民保護法(本報告第4条の項参照)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために、国及び地方公共団体等が住民を避難させる措置等につき規定している。これらの規定は国民の移動の制限を含む内容であるが、武力攻撃事態等という国家の緊急事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するために必要不可欠な措置として法制化したものである。

第13条：外国人の追放

271. 外国人の退去強制については、その事由及び手続が、入管法に規定されており、同法に基づき行われている(退去強制手続の流れは別紙)。

272. 同法に定める退去強制手続は、予め退去強制事由を明確に定めておき、これに該当する者につき、その該当事実を確認するための手続であると同時に、退去強制事由に該当すると認定された者の異議申出制度をも組み込んだ制度となっている。詳述すれば、入国審査官によって退去強制事由に該当すると認定された者であっても、これに異議がある場合には、特別審理官に対して口頭審理を請求することができ、この口頭審理の結果やはり退去強制事由に該当すると判定された場合でも、これに異議があれば、さらに法務大臣に対して異議の申出を行い、法務大臣の最終判断を求めることができる仕組みとなっている。

273. これらの手続は、いわゆる事前手続として、退去強制の決定に先立って行われるものであり、この間に退去強制が執行されることはない。このような三段階の手厚い事前手続の保障があることに加え、我が国の司法制度上、行政の決定についての訴訟を提起し、その適否を争うことができることになっており、上記のような退去強制手続を経て退去強制が決定されても、司法の救済を求めて争うこともできる仕組みになっている。

274. なお、上記の口頭審理においては、容疑者に対して意見・弁解を述べ反論・反証する機会が与えられる。また、容疑者は代理人を選任することができ、代理人の助けを受けることができる。

275 . 退去強制手続を進めるにあたり、通訳をつけることに関する明文の規定はないが、入国管理局では、語学研修等を通じて相応の語学能力を有する職員を育成しており、職員の語学能力で十分に対応可能な場合には、職員による通訳を行っている。また、特殊な少数民族言語しか理解できない者等で、職員で対応することが困難であると認められる場合には外部の通訳人を付して手続を進めている。

276 . また、供述調書等の作成にあたっては、供述を録取した後に、通訳を介して調書の内容を読み聞かせ、その内容に誤りがないか、外国人本人に確認させており、退去強制手続を受ける者の人権を十分に尊重した取扱いを行っている。

1 . 在留期間更新・在留資格変更不許可処分に対する異議申し立て制度

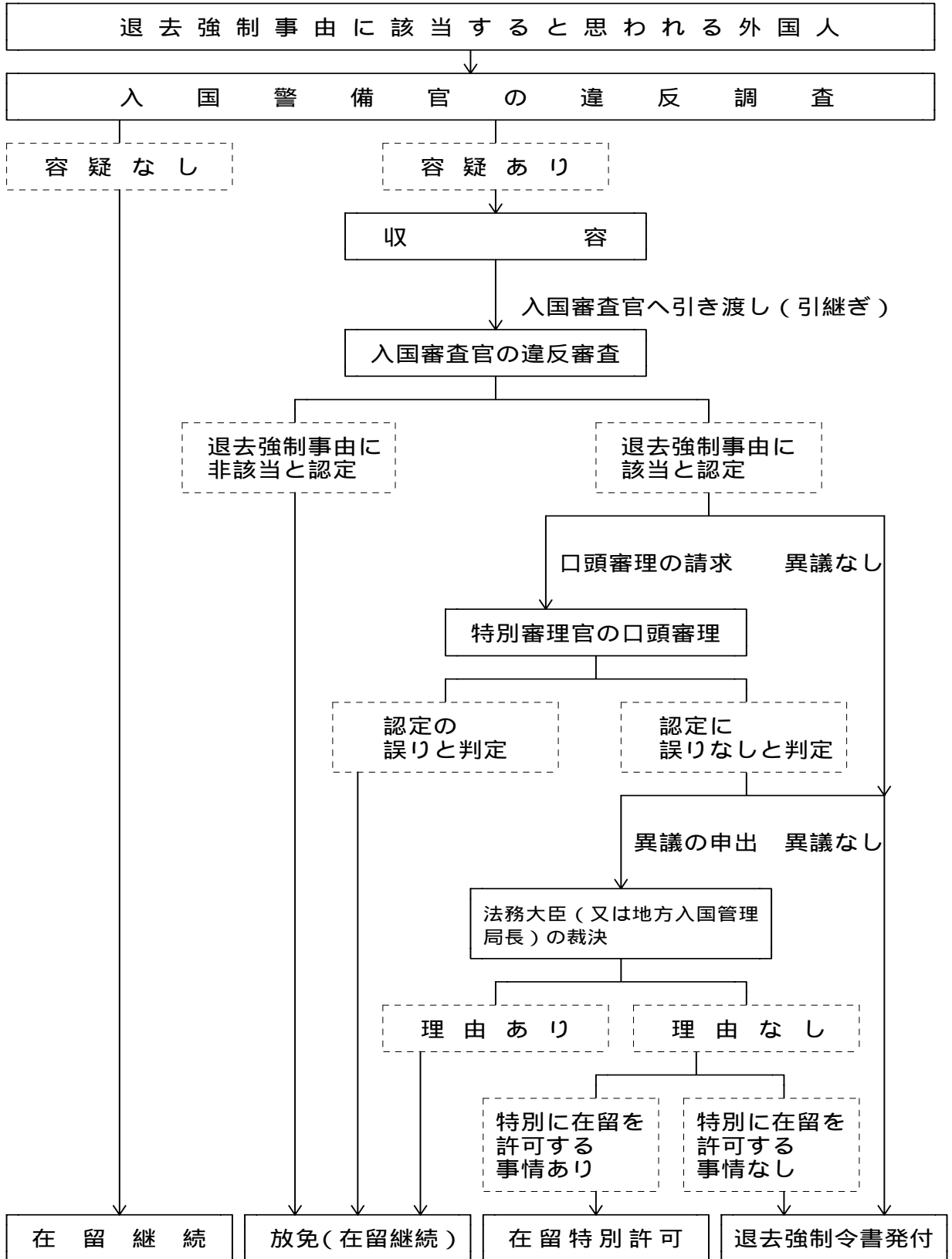
277 . 在留期間更新・在留資格変更申請の不許可処分に際しては、不許可通知書に可能な限り具体性をもってその理由を記載し、申請人本人に通知することとしているところ、在留期間内に、不許可の理由となった点について是正・改善がなされた場合、改めて申請を行うことが可能である。また、不許可処分に異議を申し立てる手段として、不許可処分の取消しを求める訴えを裁判所に提起することができる。

2 . 行政手続法において入管行政が適用除外となっている問題

278 . 行政手続法は、同法第2章から第4章までの適用を除外するものとして「外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導」(同法第3条第1項第10号)を規定している。これは、同号に規定する処分等の相手方の有する権利の特質に応じた独自の手続が定められていることによるものであるが、第4回報告で述べたとおり、対象外国人に対し、意見・弁解を述べ反論・反証する機会を付与しているとともに、上記のとおり、処分理由の告知を行うなどして適正な手続の下で処分を行っている。

(別紙)

退去強制手続の流れ



第14条：公正な裁判を受ける権利

1. 法的枠組

(1) 民事訴訟法の改正

279. 民事訴訟手続に関し、第4回報告で述べたとおり、(a)争点及び証拠の整理手続の整備、(b)証拠収集手続の拡充、(c)少額訴訟手続の創設、(d)最高裁判所に対する上訴制度の整備を内容とする新しい民事訴訟法が1996年6月に成立し1998年1月から施行された。

280. その後も、2001年6月には、証拠収集手続の一層の拡充を図る観点から、また、2003年7月には、民事裁判の充実・迅速化を図り、国民がより利用しやすいものとする等の観点から、そして、2004年12月には、オンラインによる申立てを可能とすること等を目的として、それぞれ民事訴訟法の改正が行われた。

(2) 少年法の改正

281. 少年事件の手続は、第2回報告第14条4で述べたとおりであり、我が国の少年法は、少年の健全育成を図るとの基本方針を堅持している。2000年11月には同法等の一部を次のように改正した。

282. 少年による重大な犯罪が相次ぐなど、少年犯罪の動向に深刻なものがあったことから、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させる罪を犯した場合には、原則として、保護処分ではなく、刑事処分を科すこととした(少年法第20条第2項)。これは、故意の犯罪行為によって何物にも代え難い人命を奪うという反社会性、反倫理性の高い行為に対しては、少年であっても刑事処分をもって臨むという原則を明らかにすることなどにより、少年の規範意識を育て、少年やその保護者に社会生活における責任を自覚させ、もって、少年の健全育成を図ることとしたものである。

283. 家庭裁判所が少年に適切な処分を施すためには、まずもって適正な事実認定がなされることが重要であり、事実認定に対する国民の信頼を確保する必要があることから、少年の保護事件においても3人の裁判官による合議制が採れることとし(裁判所法第31条の4第2項)、また、一定の場合には、家庭裁判所における事実認定に検察官が関与できることとする(少年法第22条の2)とともに、その場合には、家庭裁判所は、少年に弁護士である付添人がないときには、必ず弁護士である付添人を付することとする(少年法第22条の3第1項)など、事実認定手続の一層の適正化を図るための法整備を行った。

(3) 民事法律扶助法の制定

284. 2000年4月に制定された民事法律扶助法により、民事法律扶助事業の内容及び

同事業に関する国、弁護士会等の責務が法律で明らかにされるとともに、同事業を行う公益法人を指定することができる制度(指定法人制度)の下で民事法律扶助事業が行われている。

285. 民事法律扶助事業は、憲法第32条に定められている「裁判を受ける権利」を実質的に保障する意義を有する制度であり、資力が乏しいために弁護士に相談したり、民事訴訟を遂行することができない人(適法在留外国人を含む。)のために、法律相談を実施したり、弁護士費用等を立て替えるという援助制度である。

286. 立替金は全額償還を原則としているが、相手方から金銭その他財産的利益を得ていないなどの事情がある場合には、償還を一時猶予したり、又は免除することができることとしている。同事業の実施主体は、同法第5条の規定により指定を受けた財団法人法律扶助協会であり、国は指定法人に対して補助金を交付し、業務を監督することにより、同事業の適正な運営の確保に努めている。

287. 民事法律扶助による援助を行った件数(法律相談を除く。)は、年々増加する傾向にあり、2003年度における件数は、42,997件となっている。

2. 弁護人への証拠開示

288. 検察官は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求する場合には、被告人又は弁護人に、その証人等の氏名及び住居を知る機会を与えなければならず、証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合には、被告人又は弁護人に、これを閲覧する機会を与えなければならない。これに加え、裁判所は、その訴訟指揮権に基づき、検察官が所持する証拠の開示を命ずることができる。実際にも、検察官は、事案に即して証拠開示の要否、時期、範囲等を検討し、被告人の防御上合理的に必要と認められる証拠については、これを適正に開示することとしており、また、検察官と弁護人との間で意見が異なる場合には、裁判所において判断されることとなる。

289. このように、被告人及び弁護人は、公判を準備するために必要な証拠の開示を受ける機会には既に保障されていたが、2004年5月には、刑事裁判の充実・迅速化を図るための方策として、第一回公判期日前に事件の争点及び証拠を整理することを目的とする公判前整理手続を創設し、この手続において、争点等を十分に整理するとともに、被告人が防御の準備を十全に整えることができるよう、検察官による証拠開示を拡充することとする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立した。同改正法では、検察官は、被告人又は弁護人に対し、まず、取調べを請求した証拠(以下「検察官請求証拠」という。)について、証人等の尋問を請求した場合には、その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その証言予定内容が明らかとなる供述録取書等を閲覧及び謄写する機会(被告人の場合には閲覧の機会のみ。以

下同じ。)を与えなければならない、証拠書類又は証拠物の取調べを請求した場合には、これを閲覧及び謄写する機会を与えなければならないこととされている。また、検察官請求証拠以外の証拠についても、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な一定類型の証拠及び被告人又は弁護人が明らかにした主張に関連する証拠について、開示の必要性と弊害とを比較衡量し、相当と認めるときは、その閲覧及び謄写の機会を与えなければならないこととされている。さらに、検察官と被告人側との間で、証拠開示の要否等をめぐって争いが生じた場合には、中立公正な裁判所がこれを裁定するものとされている。

290 . 刑事事件の捜査記録には、広範な捜査活動の結果収集された種々雑多な資料が含まれており、その中には事件の争点と関係しないものがあるばかりではなく、証拠開示によって関係者のプライバシーや名誉が害されるとともに将来の捜査に対する協力が得られなくなるおそれがあるものもあること等の理由により、検察官に公判提出予定証拠以外の証拠を開示する一般的な義務を課すこと、あるいは、弁護側に証拠開示の一般的な権利を認めることは適当でない。

第15条：遡及処罰の禁止

291 . これまでの報告のとおり。

第16条：人として認められる権利

292 . これまでの報告のとおり。

第17条：プライバシー等の尊重

1. 個人情報の保護

(1) 個人情報の保護に関する法律等関連5法の成立

293 . 誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤として、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた個人情報の保護に関する法律等関連5法が2003年5月に成立した。

(2) その他

294 . 1999年7月の職業安定法の改正により、公共職業安定所、職業紹介事業者等は、求職者、労働者等の個人情報の収集、保管又は使用に当たっては、業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならないこと及び個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととした(職業安定法第5条の4)。

295 . また、同法に基づき、職業紹介事業者等が求職者等の個人情報の取り扱い等に関して適切に対処するため、個人情報を収集する際には適法かつ公正な手段によらなければならない

ないこと等を内容とする指針を定めた。

296 . 法務省の人権擁護機関では、興信所等が行う不当な身元調査については、結婚・交際、就職における差別を助長するおそれが大きいため、人権侵害が認められた場合には、関係者に対する指導・啓発を行うなど、事案に応じた適切な対応を行っている。

2 . 優生手術に対する補償

297 . 1996年の改正前まで、旧優生保護法(1948年法律第156号)は、遺伝性精神病等の疾患にかかっており、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認められる者について、都道府県優生保護審査会の審査、公衆衛生審議会による再審査、本人等による裁判所への訴えの提起等の厳格な手続を経て、その者の同意を得ることなく当該手術を行う旨等を規定していたものである。

298 . 同法は、優生保護法の一部を改正する法律(1996年法律第105号)により改正され、本人の同意を得ない優生手術に係る規定等は削除されたところであるが、同法による改正前の旧優生保護法に基づき適法に行われた手術については、過去にさかのぼって補償することは考えていない。

299 . なお、優生保護法の一部を改正する法律による改正前の旧優生保護法においても、本人の同意の有無にかかわらず、優生手術の術式として子宮摘出は認められていなかった。また、改正後の母体保護法において、障害者であることを理由とした不妊手術や本人の同意を得ない不妊手術は認められていない。

第18条：思想、良心及び宗教の自由

300 . これまでの報告のとおり。

第19条：表現の自由

1 . 表現の自由に対する規制

(1) 教科書検定

301 . 我が国では、学校教育法により、小・中・高等学校等において教科の主たる教材として使用される教科書については、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認める教科書検定制度が採用されている。

302 . 小・中・高等学校の教育については、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、

教育の中立性の確保などが要請されている。

303 .教科書の検定は、上記の要請を実現するために、これらの観点に照らして、不適切と認められる内容を含む図書のみについて、主たる教材である教科書として発行することを禁ずるものに過ぎず、一般図書として発行することを何ら妨げるものではないことから、表現の自由の制限は合理的で必要やむを得ない限度のものである。この考え方は、1993年3月16日最高裁判所判決においても示され、その後の判決においても支持されているところである。

(2) マスメディア(報道の自由)に対する規制

(a) 報道が放送による場合

304 .第4回報告のとおり。

(b) 報道が新聞による場合

305 .新聞報道を規制する法令はなく、新聞は自らが定めた「新聞倫理綱領」を指導原理として、新聞に課された社会的使命を果たしている。

306 .報道が正確な内容を持つためには、報道のための情報を集める取材の自由を保障することが必要であるが、取材活動が第三者の権利や公共の利益に抵触する可能性もある。取材行為の許されない限界として、裁判例(最高裁判所1978年5月31日小法廷決定)は「報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」ことを明らかにしている。

2. 犯罪被害者の権利の保護

(1) 犯罪被害者保護

307 .我が国は、2000年5月、犯罪被害者保護のため、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」を制定した。これらの法律により、性犯罪の被害者や年少者等の証人の不安や緊張を和らげるため、法廷において、証人の供述中、適当な者を証人に付き添わせることができ(刑訴法第157条の2)、被害者が証言する際に、証人と被告人又は傍聴人との間に、遮へい措置を設けることができることとし(刑訴法第157条の3)、また、ビデオリンク方式による証人尋問(刑訴法第157条の4)を導入するなどして、公判におけ

る被害者保護を行うこととした。また、刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、被害者又は被害者が死亡した場合等におけるその配偶者等から公判手続の傍聴の申出があるときは、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならないこととし(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条)、刑事被告事件の係属する裁判所は、被害者等から訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、正当な理由がある場合であって、相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができることとした(同法第3条)。

308. 少年保護事件においても、刑事訴訟法中、裁判所の行う証人尋問に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、家庭裁判所が証人尋問を行う場合に準用されており(少年法第14条第2項)、上記の「ないし」の制度が刑事被告事件と同様に導入されている。また、2000年11月の少年法の一部改正において、裁判所は、被害者等から事件記録の閲覧又は謄写の申出があるときには、正当な理由がある場合で、少年の健全育成に対する影響等の事情を考慮して相当と認めるときには、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができることとした(同法第5条の2)。

(2) 被害者等通知制度

309. 1999年4月から犯罪被害者等に対し、事件の処理結果や刑事裁判の結果などを通知する被害者等通知制度を全国の検察庁において実施している。

310. また、受刑者の釈放に関する情報を知りたいという被害者等の一般的な要望に応えるため、検察庁から被害者に対し、釈放前に懲役などの執行終了による満期出所予定の年月を、また、釈放後に釈放年月日を、通知する制度を2001年3月から導入した。

311. さらに、2001年10月から、被害者が同じ犯人から再び被害を受けることを防止し、その保護を図ることを目的とし、法務省が警察との緊密な連携の下に再被害防止対策を講じるため、行刑施設及び地方更生保護委員会から、警察に対し、警察からの照会に応じて通知し、又は必要と認める場合、受刑者の釈放予定、予定年月日及び帰住予定地等を通報する制度及び被害者が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、検察庁から被害者に対し、受刑者の釈放予定、予定時期及び帰住予定地等を通知する制度を導入した。

312. 2000年11月の少年法の一部改正において、少年保護事件においても、家庭裁判所は、終局決定をした場合において、被害者等から申し出があるときは、少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でないときを除き、審判結果等を通知することとした(少年法第31条の2)。

(3) 被害者等に対する不起訴記録の開示

313 . 不起訴記録については、非公開が原則とされるが、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権及びその他の権利を行使するのに必要と認められる場合には、被害者等からの請求であっても、客観的証拠で、かつ、代替性のないものについては、これに応じるなど弾力的な運用を行っている。

314 . 犯罪被害給付制度は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った被害者に対し、国が一時金として犯罪被害者等給付金（「遺族給付金」、「重傷病給付金」、「障害給付金」の3種類）を支給するものである。

315 . この制度は、1974年に発生した過激派集団による無差別的爆破事件を契機に、こうした爆弾事件やいわゆる通り魔殺人事件の被害者の救済を求める世論が高まったことを踏まえ設けられ、この制度を定める犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律は1981年1月から施行された。その後、1995年の地下鉄サリン事件等の無差別殺傷事件の発生等を契機に、被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されるに伴い、制度の拡充を始めとして被害者に対する支援を求める社会的な気運が急速に高まったことを踏まえ、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（2001年4月公布）により、2001年7月から支給対象及び支給額を拡充した。

警察では、被害の届け出を受理し、犯罪の捜査を行うという面で犯罪被害者と密接な関係を有しており、被害の回復・軽減、再発防止等について犯罪被害者から大きな期待を寄せられていることから、犯罪被害者の視点に立った犯罪被害者のための指定被害者支援要員制度や相談・カウンセリング体制の整備など、各種施策の推進に努めている。

また、多くの犯罪被害者は、捜査の進行状況や被害者が受けた処分等について非常に高い関心を持っていることから、被害者連絡制度を導入し、犯罪被害者等に対して事件に関する情報を提供している。

これに加え、犯罪被害者等が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、従来から犯罪指導・警戒措置等の再被害防止措置を講じてきたが、2001年8月に、継続的な再被害防止措置を講じる必要がある犯罪被害者等の再被害防止対象者への指定、法務関係機関との連携強化を盛り込んだ再被害防止要綱を制定し、再被害防止のための施策を強化している。

第20条：戦争等の宣伝の禁止

316 . 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、それが、特定の個人や団体の名誉や信用を害する内容を有すれば、刑法の名誉毀損罪（第230条）

侮辱罪（第231条）又は信用毀損・業務妨害罪（第233条）で処罰されるほか、特定個人に対する脅迫的内容を有すれば、刑法の脅迫罪（第222条）、暴力行為等処罰に関する法律の集团的脅迫罪（第1条）、常習的脅迫罪（第1条の3）により処罰され、また、その教唆犯（刑法第61条）又は幫助犯（同法第62条）として処罰され得る。

317. 法務省の人権擁護機関は、これまでも、いわゆる差別落書きや差別投書といった差別表現の流布や個人又は団体を誹謗中傷し、そのプライバシーを侵害するような行為については、これを看過することのできない問題としてとらえ、様々な機会を通じて人権尊重思想の啓発に努めるなど、その解消のため積極的に取り組んできたところであり、そのような事案を認知した場合には、行為者の特定に努め、行為者が判明すれば、その者に対して指導・啓発するなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。

318. 近年、インターネット上での差別表現の流布等が大きな問題となっているが、このことは、法務省の人権擁護機関としても、人権擁護上看過することのできない問題であると考えており、具体的な事案を認知した場合には、表現の自由等に十分配慮しつつ、掲示板の管理者等に対して削除依頼を行うほか、事案に応じて、上記記載の各種取組を行っているところである。

第21条：集会の権利

319. 伝染病予防法の廃止について、本報告第9条1.(3)参照。

第22条：結社の自由

1. 労働組合

(1) 労働組合の数、組織率

320. 2003年6月30日現在における労働組合員数は10,531千人、推定組織率は19.6%である。

(2) 労働委員会における救済

321. 第4回報告のとおり。

(3) 不当労働行為の申立（腕章着用問題）

322. 政府としては腕章着用問題は、準司法的手続である不当労働行為の審査手続に関する問題であることから、独立行政委員会である中央労働委員会が独自の判断で行う対応を尊重すべきと考える。

なお、中央労働委員会では以下のように考えている。

(a)中央労働委員会では、会長の審査指揮権に基づき、従来から審問廷における秩序を維持

し、手続きの公正さを確保するため、当事者及び傍聴者の腕章の着用を認めない方針をとっている。これは、「審査は、会長が指揮して行う。」(旧労働委員会規則第33条第3項。現行規則第35条第2項)、「会長は公正な審問の進行を確保するために、当事者及び関係人並びに傍聴者に対して、必要な指示をすることができる。」(旧労働委員会規則第40条第12項。同趣旨の規定としては現行規則第41条の7第7項)という根拠に基づくものである。

(b)我が国においては、準司法機関である中央労働委員会は、司法機関が法廷の秩序を維持する権限と義務を有しているのと同様に、審問廷の秩序を維持する権限と義務を有しており、このことは2004年の法律改正によって法律上明記されている(労働組合法(昭和24年法律第174号)同法第27条の11等は、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる旨定めている)。

(c)したがって、中央労働委員会が、審問廷において腕章の着用を認めていないのは、それが労働組合に加入していることを理由とするものではなく、あくまでも審問廷の秩序を維持し、手続きの公正さを確保するためである。

(d)なお中央労働委員会としても、審問を実施することは、最重要事項と考えており、上記方針を堅持しつつ関係者の協力を得て、2000年4月以降は、事実として腕章の着用を理由に審問を拒絶したことはない。

2. 解釈宣言

323. 政府は、我が国の消防は、その成立以来警察組織の一部門とされていたところであり、1948年に組織としては警察から分離されたが、任務、権限の性質、内容には基本的には変わりはないこと、現行法制上、国民の生命、身体及び財産を保護し、安寧秩序を保持するという警察と同様な目的、任務を与えられ、かつ、その職務の遂行に当たり警察と同様に広範な強制権限を与えられていること、実際の活動に当たっては、警察と同様、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が要求されることなどから、ILO第87号条約第9条にいう「警察」に含まれると解してきたところである。

324. この点については、2度にわたりILOの結社の自由委員会において審理され、いずれも我が国の消防を「警察に類する若干の公務」とみて条約適用上の問題はなく、これ以上ILOにおいて審議する必要はないという結論が出された(1954年第12次報告第33項~第36項及び1961年第54次報告第93項及び第94項)。また、国内的にも、1958年に、公労使の三者構成による労働問題懇談会の条約小委員会において、同様の見解が示されているところであり、これらに基づいて、1965年に我が国はILO第87号条約を批准したものである。

325. 政府は、この見解に基づき、1978年、本規約第22条2の「警察の構成員」に

我が国の消防が含まれるとの解釈宣言を行い、同規約を締結したものである。また、消防職員の団結権問題については、関係者が精力的に協議を重ねた結果、1995年に国民的コンセンサスの得られる解決策として、消防職員委員会という新たな仕組みを導入することについて合意したところであり、同年10月20日、各消防本部に同委員会を置くこと等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律案が、国会において与野党全会一致で可決成立し、1996年10月1日から施行された。この制度は、消防職員が現に勤務する各消防本部において、消防職員の参加を得て、勤務条件等の改善を行い、また、個別の勤務条件等に関する問題を処理するものである。この解決策については、1995年6月のILO総会条約勧告適用委員会において、満足をもって歓迎するとの報告書が採択されたところである。

326. 政府としては、今後とも、労働団体、消防本部等関係機関との連携を図りつつ、この制度が円滑に運用され、定着されていくよう努めていく所存である。以上のような本規約の締結時の見解及びその後の経緯にかんがみれば、第22条2の「警察の構成員」に我が国の消防が含まれるとの解釈宣言を変更する必要はないと考える。

第23条：家族、婚姻に関する権利

327. 女性の再婚禁止期間を6ヶ月とする民法第733条の規定は、女性が離婚後直ちに再婚することによって、出生した子の父が前婚の夫か後婚の夫か不明となることを防ぎ、親子関係を安定させる必要から設けられたものであって、合理的な理由に基づくものである。

328. また、男性の婚姻適齢を18歳、女の婚姻年齢を16歳とする民法第731条の規定は、婚姻によって成立する家族が社会の基礎的構成単位であり、肉体的及び精神的な能力を未だ備えない年少者については婚姻を認めないという趣旨で設けられたものである。肉体的及び精神的な発育において男女間に差があることは一般的に認められているところであり、この差異を考慮して男女の婚姻年齢に差異を設けたものであって、合理的な理由に基づくものである。

329. 他方、上記のような婚姻制度の在り方については、これをめぐる社会の状況の変化があれば、その変化に応じて制度を見直していく必要があることはいうまでもない。こうした観点から、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、1991年1月から、民法の婚姻制度等に関する規定の見直し作業を進めてきた結果、1996年2月、同大臣に対し、「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この要綱に掲げられた改正事項のうち、婚姻及び離婚法制に関する主な項目は、第4回報告のとおりである。

330. なお、これらの改正事項については、国民の意見が分かれており、1996年6月に実施された「家族法に関する世論調査」の結果をみると、民法の改正についてはいまだ大

方の支持が得られたとは言い難く、現在国民の意見の動向を注視している状況にある。ただし、夫婦の称する氏については、現行法では、夫婦は、婚姻の際の合意により夫又は妻の氏を称するものとされているのを改め、夫婦は、婚姻の際の合意により、夫若しくは妻の氏を称するか、又は各自婚姻前の氏を称するとする選択的夫婦別氏制度の導入に関し、2001年5月に実施された「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」で、同制度を導入しても構わないとする者の割合が42.1%となり、同制度に対する国民の理解が進んでいる状況が示された。

第24条：児童の権利

1. 総論

(1) 児童の権利条約選択議定書

331. 我が国は、2005年1月、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を締結した。また、同議定書を締結するため、児童買春・児童ポルノ禁止法については、児童ポルノ、児童買春に対する処罰を強化する改正を行い、児童福祉法については、児童の取引につき国外犯を設定する改正を行った。

332. また、我が国は、2004年8月、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書を締結した。

(2) 国際的取組

333. 2001年12月、我が国は、国際連合児童基金（ユニセフ）、国際NGOであるECPATインターナショナル及び児童の権利条約NGOグループとの共催により、横浜にて「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を開催した。同会議には、総計136ヶ国の政府、国外から148のNGO、日本から135のNGO及び23の国際機関等、児童を含む総計3,050人が参加した。会議最終日には、児童買春、児童ポルノ及び性的搾取目的の児童のトラフィキングの根絶に向けた国際社会の取組の促進を呼びかける宣言「横浜グローバル・コミットメント2001」が採択された。

334. また、2003年2月、我が国は、上記世界会議のフォローアップとして、国際連合児童基金（ユニセフ）との共催により、東京において「児童のトラフィキング問題に関する国際シンポジウム」を開催した。同シンポジウムには、児童のトラフィキング問題の解決に取り組んでいる東南アジア地域7ヶ国のNGO代表12名及びユニセフ現地事務所職員が参加し、4つのセッション（「予防措置」、「被害者の保護・リハビリテーション」、「被害者の帰還及び社会への再統合」、「法的措置-訴追等」）において、現状報告及び活発な討議が行われた。また、国内NGO、学術関係者、外交団、国際機関等のべ188人が出席し、質疑応答、全体討論に参加した。

335 . 国際化する児童買春・児童ポルノ事犯に応じた対策の強化としては、児童買春・児童ポルノ法に設けられた国外犯の処罰規定を適用した取締りを推進しているほか、2002年からG8ローマ/リヨン・グループにおける児童の性的搾取に関する国際データベースプロジェクトに参加している。また、2002年から「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー」を毎年開催し、各国捜査機関やNGOとの一層の連携を図っている。

2 . 国籍を取得する権利

336 . 我が国の国籍法は、出生による国籍取得につき、出生の時に父又は母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得すると規定し（国籍法第2条第1号）、法律上の親子関係が認められる限り、嫡出子、嫡出でない子に関わらず、日本国籍を取得するものとしており、差別はない。

3 . 児童の保護

(1) 入管施設における児童の収容

337 . 我が国の退去強制手続は身柄を収容して進めることとされており、未成年者であっても例外ではないが、収容令書又は退去強制令書の執行に際しては、年齢、健康状態等にかんがみ、人道的配慮を要する場合には、職権又は請求により入国者収容所長又は主任審査官が仮放免を許可するなど、人権保障の観点にも十分配慮した運用を行っている。

338 . 特に、退去強制手続を受ける未成年者については、従来から「児童の権利に関する条約」の趣旨に則り、人道的配慮と退去強制の実現確保との調整を図りつつ、仮放免を弾力的に運用するなどして最小限の収容にとどめるとともに、収容時の処遇についてもいわゆる児童の最善の利益をも考慮しつつ適切に対応している。未成年者を収容する場合には、原則として、その親と同性である場合及びその親と性が異なる場合でも保護又は看護が必要であると認められるときは同室に収容することとなるが、未成年者については、収容施設の管理運営上可能な範囲内で、親を除く他の成人被収容者とは別の居室に収容するよう努めており、親と同室に収容しない未成年者については、保安上支障のない範囲内で、親と面接する機会を確保するよう配慮している。

(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

339 . 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ法)は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることによ

り、児童の権利の擁護に資することを目的として、1999年11月から施行された(同法第1条)。

340. さらに、児童の権利の擁護に関する国際的動向(児童売買等に関する児童の権利条約選択議定書、サイバー犯罪条約)を踏まえ、また、児童の権利の擁護を一層促進するため、児童買春周旋の罪等の法定刑の引き上げ並びにインターネット等における児童ポルノの画像データの提供及び特定・少数の者に対する児童ポルノの提供の犯罪化等を内容とする同法を改正する法律が、2004年7月施行された。

341. 児童買春や児童ポルノに代表される児童の性的搾取は、その防止及び根絶が国際的にも重要な課題となっており、警察では、同法に基づく取締りを積極的に推進しているほか(別紙)、取締りの徹底を図るための体制強化、各種広報媒体を通じた児童の性的搾取防止と同法内容についての広報啓発活動の実施や、被害児童の保護等に努めている。また、こうした事犯の被害に児童が遭わないよう、児童買春事犯の温床となることが多い出会い系サイト、テレホンクラブ等に関し、これらを利用した犯罪の実態等について広報啓発活動を推進している。また、2003年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が施行され、いわゆる出会い系サイトを利用して、児童に性的関係を持つよう誘ったり、対償を示して交際を求めたりする行為の取締りを推進している。被害児童に対しては、女性警察官に事情聴取を担当させるなど被害児童の精神的負担の軽減に努めるとともに、少年補導職員等の警察職員が中心となって、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。

(3) 児童虐待

(a) 児童虐待防止 法と児童福祉法の改正

342. 2000年11月の「児童虐待の防止等に関する法律」施行以降、児童虐待防止に向けた本格的な取組に着手しているが、その更なる充実強化を図るため、2004年には2つの制度見直しが行われた。まず、改正児童虐待防止法については、2004年4月に成立、同年10月に施行されたが、主な改正事項は、児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正、児童虐待にかかる通告義務の拡大、警察署長に対する援助要請等、面会・通信制限規定の整備、児童虐待を受けた児童等に対する学業の遅れに対する支援、進学・就職の際の支援等に関する規程の整備を行った。

また、改正児童福祉法については、2004年11月に成立、同年12月に公布され、順次施行されている。主な改正事項として、児童相談に関する体制の充実について、児童相談に関する市町村の役割を法律上明確にし、児童相談所の役割を専門性の高い困難な事例への対応や市町村の後方支援に重点化するとともに、地方公共団体に要保護児童に関する情報の交換や支援の協議を行う協議会(ネットワーク)の設置を可能にし、その運営に関する必

要な規定の整備を行った。児童福祉施設、里親等の見直しについて、施設入所児童の年齢要件の見直し、退所後のアフターケア、監護・教育・懲戒に関する里親の権限の明確化を行った。保護を要する児童に関する司法関与を見直し、保護者に対する児童相談所の指導措置について、家庭裁判所が関与できる仕組みを導入する等の措置を講じた。

(b) 児童虐待の実態

343 .しかし、全国の児童相談所に寄せられる虐待に関する相談処理件数は、同法が施行される直前の1999年度の11,631件から、2003年度の26,569件と2倍以上に増加している。また、都道府県が児童の親の意に反して当該児童の施設入所を家庭裁判所に申し立てるなど、対応が難しいケースも増加している。

344 .虐待の背景は多岐に渡ることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関の協力体制の構築が不可欠であることから、住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークの設置を促進しているところである。

(c) 取締り

345 .児童に対する暴力については、刑法上の暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪等による処罰の対象となることがあり、被害児童が死亡するなど結果が重大な事案については、殺人罪や傷害致死罪等により重い刑罰を科すことが可能である。また、性的自由を侵害する行為に対する刑罰法規としては、刑法上の強制わいせつ罪、強姦罪、児童買春・児童ポルノ法の児童買春周旋の罪、児童福祉法の児童に淫行をさせる罪等がある。児童に対する虐待がこれらの刑罰法規に当たる場合には、事案に応じ、適切な捜査処理及び科刑の実現が図られている。

346 .児童虐待を処罰しうる法令は以下のとおりである。

殺人罪（死刑又は無期若しくは5年以上の懲役、刑法第199条）

傷害致死罪（3年以上の有期懲役、同法第205条）

傷害罪（15年以下の懲役又は50万円以下の罰金、同法第204条）

保護責任者遺棄罪（3月以上5年以下の懲役、同法第218条）

重過失致死罪（5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金、同法第211条後段）

強姦罪（3年以上の有期懲役、同法第177条）

強制わいせつ罪（6月以上10年以下の懲役、同法第176条）

常習傷害の罪（１年以上１５年以下の懲役、暴行力行為等処罰ニ関スル法律第１条の３）
児童買春周旋の罪（３年以下の懲役又は３００万円以下の罰金、児童買春・児童ポルノ法
第５条１項）

売春周旋の罪（２年以下の懲役又は５万円以下の罰金、売春防止法第６条１項）

児童に淫行をさせる罪（１０年以下の懲役又は５０万円以下の罰金、児童福祉法第６０条
１項。なお、同条項の法定刑を「１０年以下の懲役又は３００万円以下の罰金又は併科」
とする法改正が成立し（２００３年７月１６日法律第１２１号）、２００５年４月１日から
施行される。）

（ｄ）厚生労働省による取組

（i）発生予防

３４７．子育て中の親子に対する交流・つどいの場の提供や保育所等に地域子育て支援セン
ターを拡充することなどにより、子育て不安の軽減や地域からの孤立化の解消、１歳６か月
児・３歳児健康診査における育児不安等に対する心理相談の充実や集団指導の実施など、母
子保健活動の充実に取り組んでいる。また、広報誌、ポスター等様々な媒体を活用して広報・
啓発活動に努めている。

（ii）早期発見・早期対応

３４８．児童相談所の体制を強化するため、児童や家庭の相談等に応じる児童福祉司の増員
や児童虐待対応協力員の配置、地域の関係機関が一体となって本問題に対応するための市町
村における虐待防止ネットワークの拡大、児童家庭支援センターの拡充等に取り組んでいる。

（iii）保護・支援・アフターケア

３４９．児童養護施設等の受け入れ体制の整備や充実を図り、児童、保護者等への指導體制
を充実するために、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員を配置するとともに、児童相
談所において地域の精神科医の協力を得て保護者へのカウンセリングを強化し、専門的な援
助技術を持った専門里親等の活用等を行っている。

（iv）今後の取組

３５０．今後の児童虐待防止対策の具体的な取り組みの方向性は以下の通りであり、引き続
きこうした観点から施策を充実させていくこととしている。

発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援
待ちの支援から支援を要する家庭への積極的なアプローチによる支援に転換
家族再統合や家庭の養育機能の再生・強化を目指し、親も含めた家族支援
虐待防止ネットワークなど市町村の取組を強化

(e) 警察による取組

351 .児童虐待事案は、早期に認知することが重要であることから、警察では、街頭補導、少年相談、急訴事案の取扱い等の様々な警察活動の機会をとらえて、発見に努めている。また、被害児童を発見した場合には、速やかに児童相談所に通告するほか、児童虐待事案が犯罪に当たる場合には、児童を保護する観点から、適切な事件化に努めている。

(f) 人権擁護機関による取組

352 .法務省の人権擁護機関では、これまでも児童虐待を重大な人権問題であるととらえ、児童虐待解消のため、積極的に取り組んでいるところであり、具体的には、人権擁護委員の中から選任された約700名の「子どもの人権専門委員」を中心に、「子どもの人権110番」という電話相談窓口や「子どもの人権相談所」を設けるなどして、児童虐待を含め子どもに対する人権侵害の早期発見に努めるとともに、児童虐待事案を認知した場合には、児童相談所等の関係機関と連携協力して、その解決に努め、必要に応じて、人権侵犯事件として、自ら調査し、関係者に対し啓発を行うなどしてきた。

353 .また、2000年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、児童相談所など関係機関との連携を一層強化し、被害者の救済に努めている。

354 .なお、法務省の人権擁護機関が、人権侵犯事件として取り扱った児童虐待に係る件数は、2000年が634件、2001年が644件、2002年が558件、2003年が529件となっている。

(4) 体罰の禁止

355 .体罰は学校教育法第11条により厳に禁止されているところであり、文部科学省では、同法の趣旨が実現されるようにあらゆる機会を通じて教育関係機関を指導している。

356 .法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権110番」等における人権相談や新聞情報等で体罰に関する申告や情報を得た場合には、児童に対する人権侵害による被害の救済及び予防を図るという立場から、関係者から事情聴取する等して事実の調査を行い、その結果に基づいて、体罰を加えた教師及びその教師が所属する学校の長等に対し、人権思想の啓発や再発防止の方策を要望する等の事案に応じた措置をとっている。さらに、学校、地域社会等とも連携を図り、啓発活動を行っている。2000年、2001年、2002年、2003年における体罰事件の件数は、それぞれ236件、252件、236件、275件であった。

(別紙)

児童買春・児童ポルノ法による検挙状況

1999年11月～12月

合計	38件	42人
児童買春事件	20件	20人
うちテレホンクラブ営業に係るもの	17件(85%)	17人(85%)
うち出会い系サイト利用に係るもの	0件	0人(0%)
児童ポルノ事件	18件	22人
うちインターネット利用に係るもの	9件(50%)	10人(45%)

2000年1月～12月

合計	1155件	777人
児童買春事件	985件	613人
うちテレホンクラブ営業に係るもの	476件(48%)	319人(52%)
うち出会い系サイト利用に係るもの	40件(4%)	21人(3%)
児童ポルノ事件	170件	164人
うちインターネット利用に係るもの	114件(67%)	85人(52%)

2001年1月～12月

合計	1562件	1026人
児童買春事件	1410件	898人
うちテレホンクラブ営業に係るもの	503件(36%)	357人(40%)
うち出会い系サイト利用に係るもの	379件(27%)	237人(26%)
児童ポルノ事件	152件	128人
うちインターネット利用に係るもの	128件(84%)	99人(77%)

2002年1月～12月

合計	2091件	1366人
児童買春事件	1902件	1201人
うちテレホンクラブ営業に係るもの	478件(25%)	356人(30%)
うち出会い系サイト利用に係るもの	787件(41%)	493人(41%)
児童ポルノ事件	189件	165人
うちインターネット利用に係るもの	140件(74%)	104人(63%)

2003年1月～12月

合計	1945件	1374人
児童買春事件	1731件	1182人
うちテレホンクラブ営業に係るもの	212件(12%)	174人(15%)
うち出会い系サイト利用に係るもの	791件(46%)	568人(48%)
児童ポルノ事件	214件	192人
うちインターネット利用に係るもの	102件(48%)	100人(52%)

(警察庁)

第25条：参政権

357. これまでの報告のとおり。

第26条：法の下での平等

1. 嫡出でない子の取扱い

(1) 嫡出でない子の相続分

358. 嫡出でない子の法定相続分を嫡出である子のその2分の1としている我が国の民法の規定(第900条第4号ただし書)については、法律上の婚姻により成立する夫婦とその間の子からなる家族を保護する目的で設けられた合理的なものである。ただし、相続をめぐる社会の状況の変化に応じて、制度を見直していく必要があることは、第4回報告のとおりである。

(2) 戸籍上の表記

359. 戸籍上の表記の違いについては、民法上、嫡出子と嫡出でない子の区別が存在することから、親族関係を登録・公証することを目的とする戸籍において、この区別をそのまま記載しているものであって、不合理な差別とは言えない。

しかし、戸籍の父母との続柄欄の記載方法については、2004(平成16)年3月2日に東京地方裁判所で言い渡された判決(同裁判所1999(平成11)年(ワ)第26105号事件)において、戸籍の父母との続柄欄における嫡出子と嫡出でない子を区別した記載について、プライバシー権との関係で問題を指摘する判断が示された。

この判決の指摘や父母との続柄欄の記載を改めたいとする国民からの要望なども踏まえて、2004(平成16)年11月1日法務省令第76号をもって戸籍法施行規則の一部が改正され、嫡出でない子の戸籍における父母との続柄の記載は、嫡出子と同様とすることとされ、従前の戸籍記載については、当事者の申出に基づいて更正できることとされた。

2. 同和問題

360. 日本国憲法は日本国民の法の下での平等を保障しており、同和関係者に関して法制度上の差別は一切存在しない。

361. 政府は、同和問題の早期解決に向け、1969年以降、3つの特別措置法に基づき、同和地区・同和関係者に対象を限定した特別対策を実施してきた。この特別対策は、同和問題に関する国の審議機関であった同和対策審議会の1965年の答申の趣旨等を踏まえ、同和地区の経済的な低位性と、劣悪な生活環境を、期限を限った迅速な取組によって早急に改善することを目的として実施されてきたものであり、その推進を通じて、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を目指したものであった(別紙)。

362 .これまでの国、地方公共団体の長年の取組によって、生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善され、同和地区を取り巻く状況は大きく改善された。1993年度の旧総務庁が実施した同和地区実態把握等調査結果(別紙)では、住宅環境の状況は同和地区内の住宅の平均室数が全国平均を上回り、市町村道の整備状況などにおいても、同和地区内の整備率が市町村全体の整備率を上回っている。また、同和関係者とそれ以外の人々の結婚が若年層においては大多数となっており、差別意識面についてみても確実に解消してきていることがうかがえる。

363 .このことを踏まえ、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効する2002年3月31日をもって、特別対策は終了することとなった。

地域改善対策の経緯

1965年 同和対策審議会答申	
1969年 同和対策事業特別措置法制定(同対法:10か年の限時法) (1979年 3年間延長)	
1982年 地域改善対策特別措置法制定(地対法:5か年の限時法)	
1987年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定 (地対財特法:5か年の限時法)	
1992年 地対財特法を5年間延長(1997年3月31日が法期限)	
1993年度同和地区実態把握等調査(1995年度発表)	
1996年5月 地域改善対策協議会意見具申	
(事業関係)特別対策は1997年3月末で終了し基本的には一般対策に移行 (教育啓発関係)人権教育・人権啓発に再構成 (被害救済関係)21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討	
1996年7月「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」 閣議決定	
特別対策を一般対策に円滑に移行させる (15事業のみ経過的に法的措置) 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、 人権教育・人権啓発の事業に再構成して 推進する。	
1996年12月 人権擁護施策推進法(5か年の限時法)が臨時国会で成立	
1997年3月 地対財特法の一部改正法 (2002年3月31日が法期限)	1997年3月 人権擁護推進審議会設置
	審議事項 人権教育・啓発の基本的事項 (法務大臣、文部大臣、総務庁長官) 人権救済制度の在り方(法務大臣)
2000年12月 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (議員立法)	1999年7月 人権擁護推進審議会答申 (人権教育・啓発の基本的事項)
	2001年5月 人権擁護推進審議会答申 (人権救済制度の在り方)

1993年度同和地区実態把握等調査結果(抄)

住宅環境の状況(一世帯当たりの平均室数、平均畳数)

	1993年度調査	1985年度調査	全 国
平均室数	5.5室	5.3室	4.9室
平均畳数	31.3畳	30.1畳	31.5畳

全国：1993年住宅統計調査速報集計(総務庁統計局)

市長村道の整備状況

	同和地区内	市町村全体
改良率	61.6%	44.0%

水田の整備状況

	同和地区内	市町村全体
整備率	61.4%	39.0%

婚姻の状況(出生地別夫婦組数)

		夫婦とも地区の生まれ	夫婦のいずれかが地区外の生まれ
今回調査		57.5%	36.6%
夫 の 年 齢	25歳未満	24.5	67.9
	25～29歳	25.6	67.4
	30～34歳	32.6	61.2
	35～39歳	40.6	54.3
	40～44歳	46.2	49.2
	45～49歳	51.7	42.2
	50～54歳	58.4	35.1
	55～59歳	65.6	27.7
	60～64歳	71.0	23.1
	65～69歳	73.9	21.2
	70～74歳	76.9	16.9
	75～79歳	78.1	15.8
80歳以上	79.4	14.1	
60年度調査		65.6	30.3

第27条：少数民族の権利

1. アイヌ文化振興関連施策

364. アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が1997年7月に施行され、本法律に基づく施策が講じられているところである。

365. 日本政府は、本法律に基づく施策の中心的な実施主体である財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構に対し所要の補助金を交付し、施策の充実を図るとともに必要な予算の確保に努めている。

366. なお、その施策は以下の4つの柱に基づき実施されており、こうした事業を通じてアイヌ文化の保存と振興が図られるとともに、アイヌの伝統等に関する知識は広く国民に対し着実に浸透してきている。また、法律の施行に伴うアイヌの文化や伝統等に対する関心の高まりを契機として、様々な団体によるシンポジウムの開催、研究機関、資料館の開設等、アイヌの文化や伝統等に関する取組は着実な広がりを見せている。

アイヌに関する総合的・実践的な研究の推進

- ・アイヌ関連総合研究等への助成

アイヌ語の振興

- ・アイヌ語ラジオ講座、アイヌ語弁論大会の開催等

アイヌ文化の振興

- ・アイヌ工芸品展の開催、アイヌ文化フェスティバルの開催等

アイヌの伝統等に関する普及啓発

- ・小・中学生向け副読本の作成、普及啓発講演会の開催等

2. 北海道アイヌ生活向上関連施策（旧名称「北海道ウタリ対策」）

367. 1999年に北海道庁が実施した「北海道ウタリ生活実態調査」によれば、1993年の前回調査と比較して、アイヌの人々の生活水準は着実に向上しつつあるが、なお一般道民との格差は是正されたとはいえない状況にある。このため、北海道庁は2001年度をもって終了した「第4次ウタリ福祉対策」に代わり、2002年度から新たな対策「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を実施している。

368. 政府は、引き続き第4回報告で述べたとおり、北海道庁が進めている施策に協力し、これを円滑に推進するため関係予算の充実に努めている。

369 . なお、施策の主な事業は次のとおりである。

高等学校等進学奨励事業

地方改善施設整備事業

農林漁業対策事業

中小企業振興対策事業

住宅資金等貸付事業 等